

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1995 June

6

CONTENTS

第一部 巻頭特集 インドシナ三国の胎動 3

第二部 各国のテレコム情報 15

AMERICAS

《北米》

長距離3社、95年第1四半期の業績 16
市場全体が堅調な伸びを示す。ビジネス向けサービスではMCIが大幅増、住宅向けでは、MCIの攻勢にAT&T及びスプリントが新サービスで対抗。

FCC外資規制に関する規則制定案公示に対する各社のコメント 18
AT&T、BT/MCIが概ね賛成の意を表す一方、DT/FT/スプリントは猛烈に反発。

グリーン判事、ベル系セルラー会社による長距離再販を認可 19
司法省による昨年6月の勧告を受けた認可。長距離キャリア1社からの購入比率は最大45%、子会社分離など司法省の付けた条件をほぼ踏襲。

グリーン判事に対してMFJの修正を申請。地域電話市場での実際の競争の存在が条件。より緩やかな条件で長距離参入を狙う他RHCsの反発。

ベル・アトランティック、VDT申請を取り下げ 21
先に214条申請の保留を要請した6都市について、正式に申請を取り下げる。通信改革法案の審議を睨み、VDTに対するコミットメント低下の現れか。

ベル・アトランティックとナイネックス、ワイヤレス・ケーブル事業に出資 22
デジタル無線で映像サービスを提供するCAIワイヤレス・システムズに1億ドルを拠出して株式の45%を取得。投資資金を得たCAIは競合他社を買収。

下院司法委員会、通信改革法案を可決 23
ベル系地域電話会社による新規事業分野への参入に際して司法省からの認可取得を義務付ける。

MCI、ニュース・コープに出資 24
20億ドルで株式の13.5%取得。折半出資で合併会社も。MCIはインターネット上で提供するコンテンツを得る。

《カナダ》

ロジャーズ、ユニテルの支配獲得を見送り 25
カナディアン・パシフィックからの株式取得オプションを行使せず。ロジャーズ会長以下3名の役員も撤退。ユニテルの今後に関してAT&Tを交えた3社の協議が続く。

ASIA

《韓国》

DACOM、市外電話事業計画を発表 27
事業開始初年度である96年度の市場占有10%を目指し、設備の充実及びKTより10%の低料金などで差別化を計画。

《中国》

シンガポール・テレコム、ページング網構築で合併へ 28
郵電部傘下のBAPT等と合併会社「首星」を設立、当初北京、上海等主要45都市にページング網を建設、運用・管理を支援する。サービスはBAPTが提供。

シンガポール・テクノロジーズ、北京でCATV実験に参加 29
北京市科学技術委員会傘下の企業と共同で5,000世帯を対象にCATV網を構築、放送や通信サービスを試行提供する計画。外資規制はクリア可能か？

《香港》

ウォーフ、マルチメディア・サービス提供へ 29
本年5月から3万世帯にニア・ビデオ・オン・デマンドの提供を開始、ホームショッピングなどの双方向サービスを順次導入する計画。香港テレコムとの激しい競争が予想される。

《マレーシア》

セルコムとサテリンドが国際通信サービスで提供 30
マレーシア、インドネシアの新規キャリアが提携。国際通信サービスの開発およびGSMサービスのローミング実施で存在感をアピール。

《シンガポール》

マー通信大臣、さらなる規制緩和を表明 31
業務用無線とインターネット接続サービスの新規免許の交付などを発表。また、CATV事業者等による2002年以降の電話サービス提供を認める方針も確認。

新規移動体免許、落札グループ決定 31
セルラー電話免許はC&W / 香港テレコムの参加するグループ、ページング免許はこれに加えてハチソンとベルサウスがそれぞれ参加するグループが落札。

《インドネシア》

拡大に向かうセルラー電話市場 33
94年末で約9.3万加入と、これまではゆっくりした成長に留まっていたが、加入料の70%引き下げ、GSMの導入などで今後普及に弾みがつくと見込まれる。

MIDDLE EAST

《イスラエル》

Bezeqの株式、C&Wが購入 35
7.01%の株式を約88億円で購入。イスラエルの通信発展性に着目か。

EUROPE

《欧州委員会》

電気通信分野に対して競争法の適用除外を検討 36
1998年以降の法的枠組みとして、個別のネットワーク及びサービス事業者との関係に対するEU競争法の一括適用除外を検討中。

《英国》

電波庁、将来的な周波数政策を発表 37
欧州・世界レベルにおける周波数割当の調和化を促進する一方、国益優先の姿勢も打ち出す。無線ローカルループに新たに周波数を割り当てる。

ウェストミンスターケーブル、VOD試行サービスを提供 38
BTは子会社を通じてロンドン市内初のVODサービスを試行。規制緩和に向けてのデモンストレーションとなるのか？

《ドイツ》

RWE、CGEと通信分野で提携へ 39
CGEからGSMプロバイダの株式を取得、傘下のTalklineとの合併でドイツ第2のプロバイダに。自営網の相互接続やDECT等への共同進出も。

《フランス》

Prologos、CT-2免許を取得 40
先行するFTのBi-Bopとは営業区域が重ならないようにすることで棲み分けを行う。一方Bi-Bopの加入者は伸び悩んでおり、新料金導入で振入れを狙う。

《オランダ》

フィリップスとUSウェスト、アムステルダム市のCATVを買収 41
JV「A2000」を設立し、約48万加入者を獲得。今後追加投資を行い、電話を含むマルチメディアサービスを提供へ。

《イタリア》

オリベッティ、サービス市場に本格進出 42
ベル・アトランティックとの合併会社を通じて、企業内通信サービスを提供。電気通信サービス市場へ本格参入の構え。

テレコムイタリア、1994年の業績発表 43
初の業績は増収増益。好業績は持株会社STETの株式放出のプラス要因に。

《デンマーク》

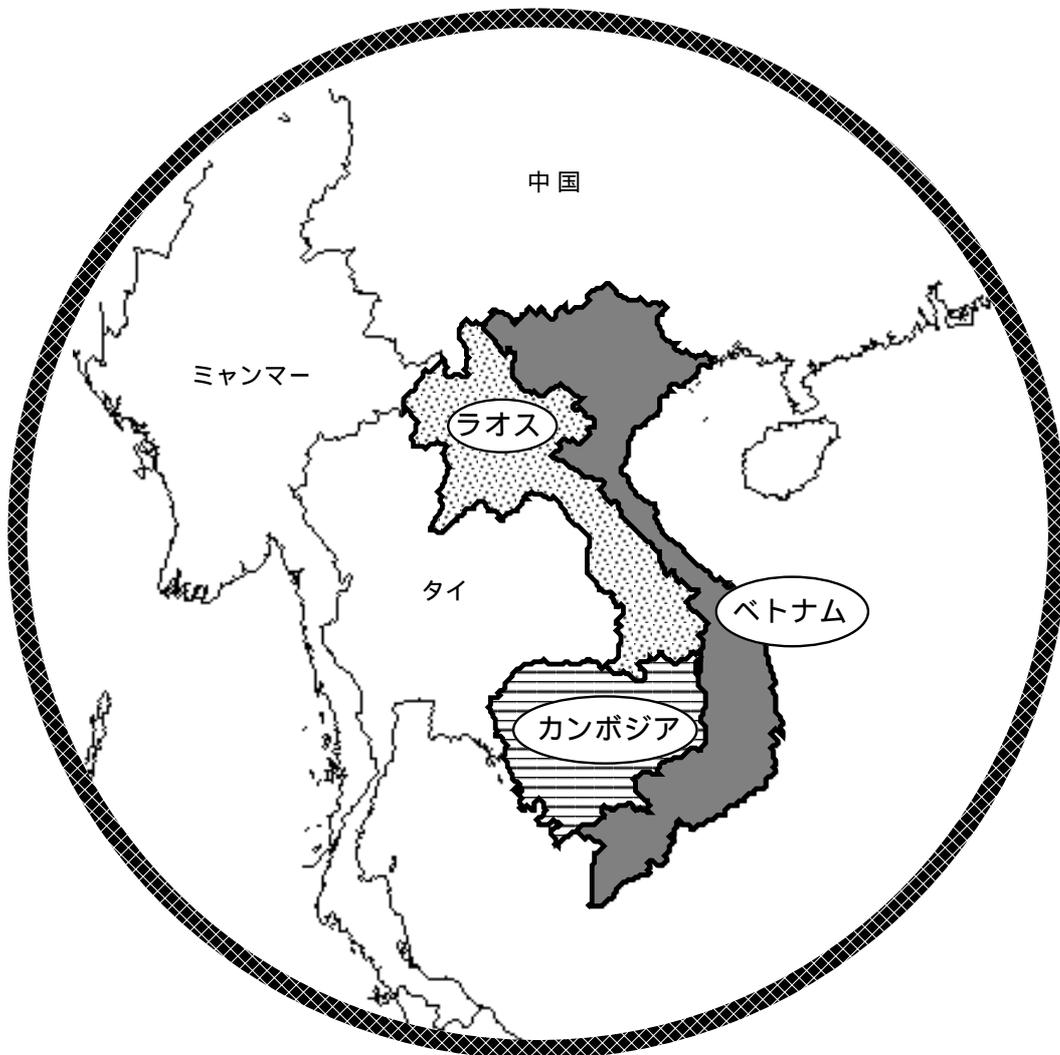
7月から市内網に競争導入 44
1998年に先立って、各行政区域内における設備ベースの自由化を実施。

《スウェーデン》

BT、スウェーデンに本格進出 45
テレデンマーク・テレノールと合併会社を設立、欧州随一の自由市場スウェーデンではコンサートVSユニソースの直接対決に。

DECTサービスを開始 46
汎欧州次世代コードレスの普及に向けて、一般ユーザー向けサービスを開始、将来的にはGSMとのデュアルモードサービスを目指す。

「インドシナ三国の胎動」



はじめに

インドシナ地域のベトナム、カンボジアといえば長い間、戦争の代名詞でした。しかし、最近では同地域は「アジア最後のフロンティア」あるいは「アジアの将来の成長センター」など、前向きなイメージで取り上げられています。インドシナ三国とも政治的な安定を次第に見せ始め、市場経済化や開放政策を推進しています。また、各国とも国際機関や民間セクターの支援を受け、インフラ整備を最優先課題として法整備などに努めており、電気通信分野についても改善の気運が高まっています。

本稿ではそうしたベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ三国の通信事情について概観します。

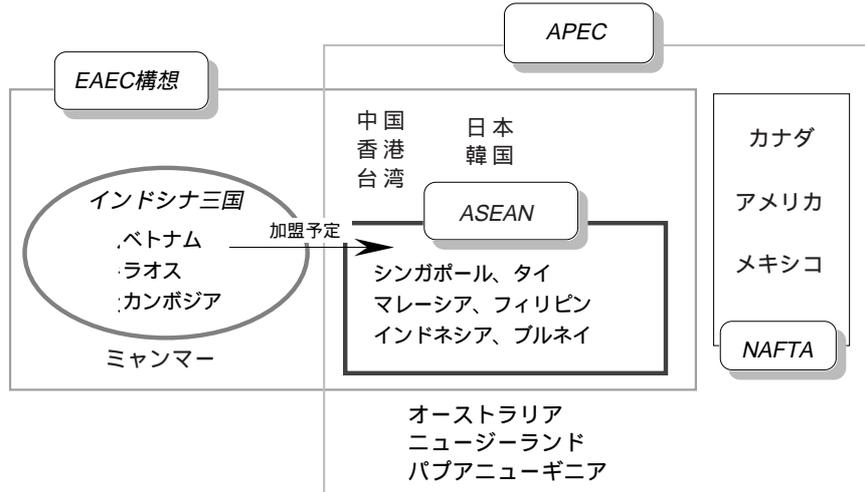
『インドシナ三国の胎動』

(注1)
East Asia Economic Caucus (東アジア経済協議体) : マレーシアのマハティール首相が90年12月に提案したASEAN、日韓中、インドシナ諸国などによる経済圏構想で、EUやNAFTAの影響を受け域内貿易や投資の政策協調を推進しようというものです。

1. インドシナ三国を取り巻く環境

ここ数年、インドシナ三国を取り巻く政治的・経済的状况に変化が見られます(図1参照)。1994年7月のASEAN(東南アジア諸国連合)外相会議でベトナムのASEAN加盟が合意され、本年中にも正式加盟の予定となっています。最近ではASEANに、インドシナ三国とミャンマーを加えた「東南アジア10カ国共同体構想」が提唱されています。また、インドシナ三国はEAEC構想(注1)にも組み込まれており、ASEAN諸国との関係が深化・拡大しつつあります。

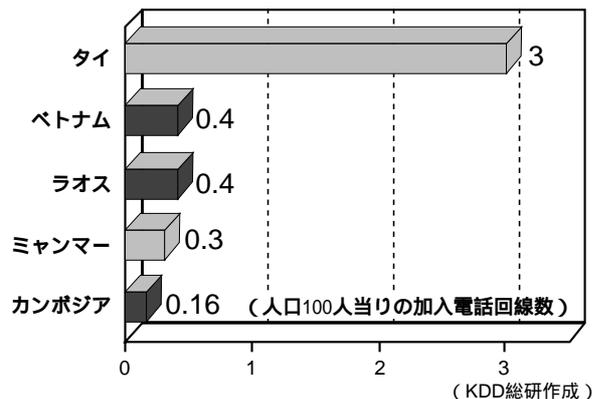
図1 アジア太平洋地域における枠組み



ASEAN域の経済統合・局地経済圏の進展の中、様々な産業分野で個別具体的な提携も進んでおり、インドシナ地域ではメコン河流域総合計画がクローズアップされています。なお、ラオスに対するシンガポール、カンボジアに対するマレーシアがそれぞれ最大の貿易相手国(94年)になっています。また、タイは1980年代末から対インドシナ積極外交を展開し、インドシナおよびミャンマーへの支援や民間企業進出援助により、所謂パーツ経済圏を形成しています。

電気通信分野でもこうした傾向が見られます。インドシナ三国は程度の差はあるにせよ、インフラ整備も始まったばかりで、世界でも回線普及率が最も低い地域の一つとなっています(図2参照)。ASEAN諸国において、競争導入等により通信事業の国内での構造再編が進む一方で、成長した通信キャリア・メーカが自国市場の限界を見越し、インドシナ三国およびミャンマー、さらに南アジアへの進出を精力的に行っています。情報交換や技術・人材交流を通して互いのレベルアップを図る相互補完的な提携の動きも出てきており、アジア域の通信状況の改善に役立つものと考えられます。

図2 インドシナ地域の電話普及率



2. ベトナム

通信事業界の現状

ベトナムの電気通信事業区分は、図3に見られる通りです。主管庁であるDGPT（郵電総局）は通信政策の策定、包括的な通信計画の策定・管理、行政府の一部を構成しています。1993年7月にDGPTから事業運営部門が分離して設立されたのがVNPTです。VNPTはDGPTの一般的な政策方針に従い、電気通信事業を統括しています^(注2)。さらにVNPTはサービス分野ごとに、国内通信のVTN、国際通

信のVTIなどの事業運営部門を持っています。但し、移動体通信のVMSはVNPT傘下でしたが、94年にDGPT直轄の事業部門となっています。また、地域運用機関としてホーチミン、ハノイなどの省や直轄市に53の地方郵電管理局があります。それらはVNPT傘下にあるものの、中央と地方の政治的確執^(注3)を反映してか、インフラ整備やセルラー電話の提供を認められています。

外資導入に向けて

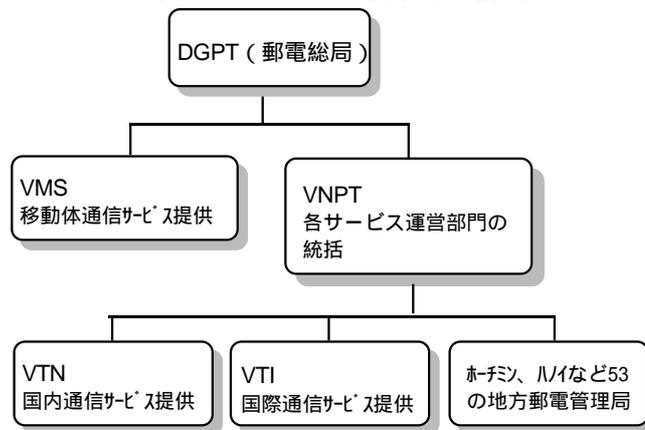
DGPTは基本通信サービスの提供において合併事業による外資導入に強い反対の意向を示しており、BCC（事業協力契約：Business Cooperation Contract）を通じた外国資本参加を認めています^(注4)。BCCはネットワークの構築・運用に協力し、その収入を一定期間、配分する契約方式で、BCC上、外資側は法人格を持ち得ません。基本的にBOT方式^(注5)と似ていますが、一定期間にせよ、外資に対し事業免許を認めないため、同方式とは異なります。BCCの例として国際通信におけるテルストラ（豪）、公衆電話におけるサブラ・ホールディング（マレーシア）^(注6)があります。

電気通信インフラ整備計画

第7回共産党大会（91年6月）で「社会経済的安定化と2000年までの発展戦略」が採択されました。1991年～2000年までの10年間にGDPを倍増させることが大きな国家目標となっています。その国家目標の目的は4項目あり、個々に具体的な目的が掲げられています^(注7)。なお、94年にはGDP倍増計画は上方修正され、1人当りGDP倍増を目指すことになりました。

現在、ベトナムにおける電気通信インフラ整備は2つの開発計画に沿って推進されています。特に5カ年開発計画は前述の発展戦略に基づき、1995～2000年の期間における電気通信インフラの整備を目的としたものです。その計画額として約2～3億ドルが割り当てられています。計画の主たる目標は、表1に見られるように、電話加入者回線の

図3 ベトナム通信業界の構成



* DGPT: Department General of Posts and Telecommunications
VNPT: Vietnam National Posts and Telecommunications
VMS: Vietnam Mobile Services Co.
VTI: Vietnam Telecommunications International
VTN: Vietnam Telecommunications National

(注2)

DGPTの独占を打破するため、国家防衛省の直営事業体のATCが94年5月に事業免許を取得し、1万の町村での事業計画が伝えられていますが、詳細は明らかになっていません。

(注3)

省・直轄市など地方における人民委員会や人民議会の権限は資金力もあり、強まっています。外資への投資許可権限はないものの、各地方行政の最高府である地方人民委員会の主導の外資誘致が多く見られます。

(注4)

ベトナムでの投資形態としては外国投資法により、1) 合弁会社設立、2) 100%外資企業設立、3) BCC締結の3通りが規定されています。既存の現地資本の会社に出資したり、M&Aによる出資は認められておらず、新規に事業形態を設立する必要があります。

(注5)

BOT方式はインフラ設備供給者を外資に仰ぎ、設備建設(Build)後も、外資が運営し(Operate)、現地側に移管する(Transfer)という方法で、近年、発展途上国のインフラ整備で利用される契約方式です。通信インフラ整備が同方式によりアジアで実施される例は、タイの首都圏200万回線および地方100万回線整備計画があります。

(注6)

同社はマレーシアにおける電話端末やPBX製造メーカーで、子会社を通じページング、セルラー電話、公衆電話などの通信事業に携わっています。最近、南アジア諸国への進出が目立っています。

(注7)

国家目標の4大目的は以下の通り。
1) マクロ経済の安定化
2) インフラストラクチャー建設と投資の促進
3) 労働力への投資
4) 国際関係の安定と強化
特にインフラ建設に関しては発電、輸送、灌漑、電気通信が優先分野となっています。



KDD RESEARCH

June 1995 5

『インドシナ三国 の胎動』

表1：電気通信設備整備計画

計画名	期 間	計画額	概 要
3カ年開発計画	1992～1995	1億3,300万ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・交換設備の容量拡大 ・国内伝送・交換設備のデジタル化促進 ・国内長距離通信の自動化
5カ年開発計画	1995～2000	2～3億万ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中、毎年35万回線新設 ・国内伝送設備のデジタル化促進 ・僻地通信の改善 ・伝送設備の拡張

(KDD総研作成)

増設と、僻地への電気通信サービスの拡大です。特に電話加入者回線数については2000年までに240万回線する計画で、人口100人当りの加入回線普及率は3回線にする意向です。このため、同期間内は94、95年に20万回線、その後2000年まで毎年35万回線の新設が予定されています。

僻地通信条件の改善については発展途上国共通の特徴として、都市部と郊外地域における電気通信サービスの普及状況の格差が大きいため、その解消が課題となっています。表2にある通り、5カ年開発計画策定当時の92年で、ベトナムの電話普及率は都市部で1前後ですが、全国平均では0.26に過ぎませんでした。

93年には全53省・直轄市にデジタル交換機が設置され、ハノイとホーチミンを結ぶ34Mbpsの光ケーブルが開通するなど、国内通信網のデジタル化が進みつつあります。さらに、本年初頭にはベトナムのほとんどすべての省を結ぶ140Mbpsの南北間デジタル・マイクロウェーブ・システムが完成し、国内長距離自動通話が可能になりました。今後は省レベルの主要都市間の伝送路整備が望まれています。こうした国内インフラ整備への資金は国際通信収入などによる自己調達、フランスやイタリアなどの政府からの借款や機器サプライヤーのローンによって調達されています。

表2：電気通信サービス成長目標

	1992年	1995年	2000年
加入電話回線	185,000	740,000	2,400,000
回線普及率 (加入回線/100人)	0.26	1.0	3.0
同上 ハノイ	0.8	4.5	
同上 ホーチミン	1.1	5.0	

(KDD総研作成)

国際通信サービスについてはベトナムでは6つの衛星通信地上局を通じてインテルサット利用が可能で、概ね国際通信は容易とされています。本年中にも、タイ ベトナム 香港(T-V-H)光海底ケーブル^(注8)の完成が予定されており、ベトナムにおける国際通信の一層の改善が期待されます。

その他の通信インフラ整備

ベトナムでは僻地の通信インフラ整備や公衆電話設置などを民間事業者へ委託しています。

僻地における電話設備設置(94年～)

VNPTは通信インフラの過疎地域における通信網整備の目的で、国内の約5,400の村や町にデジタル・マイクロや無線による電話システムを設置を計画。テレンズ・インターナショナル(Telenz International)^(注9)が受注し、2000年までの完了を予定。システムの構築は、人口5万人以上の村や町から優先的に着手されていく模様です。

カード型公衆電話機設置(93年～)

サブラ・ホールディングの子会社ユニフォンが事業免許を得てハノイおよびホーチミンでサービス提供中。

(注8)

DGPT、CAT(タイ通信公社)、香港テレコム・インターナショナル、テルストラ(豪)などが共同により、タイ ベトナム(ホーチミン) 香港を結ぶ560Mbpsの光海底ケーブルを建設中で、完成すれば3国間に約2.3万回線を供給することになります。

(注9)

同社は、TCNZ(テレコム・ニューゼaland)においてベトナムでのビジネス機会発掘などの担当部門が母体となっており、TCNZが現地資本、米国のアメリカテックおよびベル・アトランティックに売却される前に、米国の対ベトナム禁輸措置(エンバーゴ)を逃れるため、同部門が分離され、設立された企業です。



雪崩れ込む海外キャリア

基本通信サービスでの外資導入がなかなか難しい中、海外キャリアは将来の具体的な案件受注への布石としてDGPTとの業務提携など関係強化を図っています。海外キャリアの主な進出例は表2の通りです。なお、ベトナムの電気通信事業への参画においては豪州のテルストラが先陣を切りました(コラム「先駆け テルストラ」参照)。今後、米国との関係改善で米国の対ベトナム投資が本格化し、米国キャリアの進出が予想されます。

表3：海外キャリアの主な進出例(テルストラを除く)

キャリア名	内容
テレコムマレーシア	1990年 DGPTと業務協力に関する覚書(MOU)を締結。技術者交換等を計画。
シンガポール・テレコム	1992年 DGPTと業務協力に関する覚書(MOU)を締結。両国間の国際回線増設、情報交換、職員訓練などで合意。
テレコム・ホールディング*1	1993年 ホーチミン郵電管理局と業務協力に関する覚書(MOU)を締結。
テレコム・インターナショナル	1993年 VNPTと2000年までに国内の約5,400の村や町に電話回線の敷設と引き換えに、サービスの運用と管理を行う契約を締結。
フランステレコム	1994年 1997年までに50万の加入者回線を敷設するほかGSMセルラー電話網および企業用データ通信網の開発に関わる技術援助・協力を行う契約交渉を開始(協定は未締結)。
NTT*2	1994年 DGPTと業務協力に関する覚書(MOU)を締結。また、本年3月には子会社NTT Internationalと住友商事が共同でハノイ市の電話網敷設に関する契約を受注。
CAT(タイ通信公社)	1994年 DGPTと業務協力に関する覚書(MOU)を締結(予定)。

(KDD総研作成)

*1：テレコムホールディングはタイにおいて首都圏200万回線増設計画を遂行しているテレコムアジアの子会社。テレコムアジアには地元CPグループ、米国ナイネックスが出資しています。

*2：NTTは最近、通信サービスを提供中のタイのTT&T、フィリピンの新規事業者のスマートへの出資も果たし、アジアの発展途上国を開拓する傾向が見られます。

移動体通信サービス

タイ、香港、シンガポールからページング、無線通信、移動電話などのサービス提供事業者が進出しています(表4、5参照)。カバーエリアはホーチミンが大半で、ホーチミン郵電総局と共同し、約1年の試行サービス提供を経て、本サービス提供に移行する方法を採っており、次第にハノイでも利用可能となっています。電話加入には約500～600ドルの費用と、申請してから数ヶ月の期間を要するため、契約と同時に携帯できるページング端末や移動電話が富裕層を中心に人気が高まっているようです。

また、セルラー電話に比べ端末価格も安いため、ページングが爆発的な勢いで普及しています。現在、ベトナムにおける「三種の神器」がビデオ、オートバイ、ページングと言われている程です。なお、香港のABCコミュニケーションは後発ながら積極的に事

表4：セルラー電話事業者一覧

(95年1月現在)

提供事業者	方式	加入者数	カバーエリア	備考
STI(ｼ) / ホーチミン郵電管理局	AMPS	6,500	ホーチミン	"Call Link"のサービス名で提供。容量不足のためD-AMPSへのグレードアップを計画。
VMS	GSM	2,000	ホーチミン	94年4月よりサービス開始。
VMS	GSM	1,000	ハノイ	93年8月よりサービス開始。事業免許をハノイ郵電管理局からVMSが引き継ぐ
参考 Steamers Telecommunications(ｼ) / ホーチミン郵電管理局	業務用無線	2,000	ホーチミン	92年12月認可。運輸・タクシーなどの業務で利用される無線通信サービスで、"Mobile Net"のサービス名で提供中。

(KDD総研作成)



KDD RESEARCH

June 1995 7

『インドシナ三国 の胎動』

業展開を図っており、ホーチミン以外のハノイなど主要都市でもサービスを開始しています。さらにABCは今後、香港/ベトナム間でローミングを実施し、香港から持ち込まれたページング端末も(一定の手続きを経ていれば)呼び出しできるようにする計画を持っています。

表5: ページング事業者一覧

(94年末現在)

提供事業者	サービス名称	加入者数	備考
Shinawatra Paging(タイ) / STI(シン) / ホーチミン郵電管理局	Phonelink	18,000	ベトナム初のページング。92年よりサービス開始。
Epro Telecom Holding(香港) / ホーチミン郵電管理局	Saigon-Epro (易賣)	7,500	92年よりサービス開始。
ABC Communications(香港) / ホーチミン郵電管理局	ABC Comm.	5,500	初期容量5,000加入で93年10月より開始。
ABC Communications(香港) / ハノイ郵電管理局	ABC Comm.	3,000	ハノイで唯一のページングサービス。
Voice International(豪) / ホーチミン郵電管理局	MCC	3,000	BCCに基づき、91年より開始。
参考 Steamers Telecommunications(シ) / ホーチミン郵電管理局	City Net (CT-2サービス)		ベトナム初の双方向CT-2サービス。94年末よりサービス開始。

(KDD総研作成)

3. ラオス

通信事業界の現状

ラオスでの電気通信事業を管轄しているのはMCTPC(運輸・郵電・建設省: Ministry of Communication, Transport, Posts & Constructions)であり、事業運営体はEPTL(ラオス郵電公社: Enterprise of Posts & Telecommunications Lao)です。

ラオスはインドシナ三国の中でも、自由化を進めている国です。EPTLは必要とされる資金および技術と引き換えに、譲許(concession)を与えており、その代表的な例がタイのシナワトラ・グループ^(注10)のインフラ整備への参画です。

(注10)

タイの総合企業であるシナワトラ・グループ(Shinawatra Computer & Communications Group)は、コンピュータと通信機器販売のほか、衛星通信(タイコム衛星)、移動体通信(セルラー電話、ページングなど)、放送事業などに携わっています。近年ではインドシナ諸国を中心とした海外展開にも積極的です。

れいめい

黎明期を迎えるラオス

ラオスは北は中国とミャンマー、南はカンボジアに接し、東西をタイ、ベトナムに挟まれており、計5カ国に囲まれています。面積は日本の本州ほどで、首都はタイ国境に近接するビエンチャンです。全人口の約60%はタイ族系のラオ族ですが、国内にはおよそ60種族が存在します。1953年にラオス王国としてフランスから正式に独立を果たし、その後1975年に共和制に移行。社会主義体制への転換に向け計画経済化も進められましたが、経済は低迷を続けました。ラオス政府はそうした状況を打開すべく、1986年に「新思考」政策を唱え、国营企業の独立採算や民営企業の復活など、市場経済化を進めてきました。その他、タイ・中国との善隣関係の回復や欧米・アセアン諸国との協力関係の拡大にも積極的です。

現在、同国においては、市場経済化への転換に伴う物価の高騰と所得格差の拡大、およびインフラの整備状況の遅れが深刻な問題となっています。なお、1989年7月施行の外国投資法では、全ての重要なセクターにおける外国の投資を許可し、国有化しないことが保証され、100%の外国資本所有事業も認められています。



インフラ整備計画

EPTLは資金・計画策定に関し、世界銀行、UNDP（国連開発計画）その他の国際援助機関の支援を受けてきました。世界銀行は1980年代後半以来、計2,840万米ドルの借款を行ってきました。しかし、第三次計画でのシナワトラの参加が象徴的な例として、今後、海外の民間企業（外資）の活用にその資金調達・計画実行もその形を変えてきています。

第2次計画においてデジタルマイクロ波網などの伝送設備の新設や主要都市の設備から地方都市への移築などが行われました。特に国内長距離網として、それまでの短波無線がデジタルマイクロ波網にかわり、ピエンチャンと各地方都市が結ばれています。第2次計画は当初1990～95年の予定が順調に進んで、93年に終了し、前倒して第三次計画が開始されました。第三次計画ではネットワークの容量拡張が主眼に置かれています（表6参照）。EPTLとしては97年末には電話の普及率を全ラオスで1%、ピエンチャンで4%にすることを目指しています。

タイのシナワトラは93年10月、EPTLとの間でラオス国内の通信整備基本計画に関して合意に至り、第三次計画を事実上、主導することとなりました。同年12月にはEPTL30%とシナワトラ70%の出資による事業者"Laos-Shin Co."設立に関する契約を締結、シナワトラのラオスにおける事業展開の骨子が固まりました。シナワトラがラオスで実施する事業は大きく以下の6項目です。

- ・電話網整備（93～97年に交換容量33,000回線分を新設する計画）
- ・カード型公衆電話機の設置
- ・500回線容量の国際関門設備設置
- ・GSM方式セルラー通信網構築（次世代方式としてGSMを導入、2万加入獲得を計画）
- ・デジタル・ページング網構築
- ・ラジオ、TV放送事業に係わる設備の設置（IBCラオス社を設立し、放送設備建設に200～400万米ドルを投資）

シナワトラは国際関門設備とセルラー網設置を優先的に実施する見込みです。

EPTLは、今後予定される第四次計画（1997～2000年）完遂の後、国内の全市町村に電話サービスを提供出来るようにすることを期待しています。また、2009年までの目標として、総加入者回線は30万回線、同普及率は5%の達成を予定しています。

最近ではタイのジャスミン・インターナショナル^(注11)がラオスでの電力開発に乗り出すことが決定しました。同社は今後、ラオスで新規需要の開拓に努める模様で、インフラ整備、特に電気通信に強いことから、今後何らかの形でラオスの通信に関わってくることが十分予想されます。

移動体通信サービス

セルラー電話サービスは有線の加入者回線不足を補うべく、第二次計画の下で92年末からAMPS方式(800MHz)の設備によって提供されている（表7参照）。しかし、同サービスの加入者数が既に設備の限界を超えていることや、通常の電話網とのインターフ

表6：1990年以降の電気通信設備整備計画

計画名	期間	計画額	概要
第二次計画	1990～1993	8,300万米ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・地方都市へのデジタル交換機の新設・置換 ・主要都市間に34Mbps容量デジタルマイクロ波幹線設置 ・セルラー(AMPS)交換設備設置
第三次計画	1994～1997	1億3,300万米ドル (シナワトラ・グループが資金提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方通信インフラの改善 ・国際関門設備の拡充（衛星地球局の新設） ・セルラー通信サービスの改善 ・EPTLの運用効率の促進と組織強化のため、訓練・技術援助

(KDD総研作成)

(注11)

ジャスミン(Jasmine International PLC)はタイの通信関連の大手エンジニアリング会社で、同社を中心とするコンソーシアム(TT&T)がバンコク首都圏を除く地域に100万回線敷設するプロジェクト(地方100万回線プロジェクト)を受注しています。



KDD RESEARCH

June 1995 9

『インドシナ三国 の胎動』

エイスが適切でないことから、満足できる品質とは言えない模様です。そのため、タイのシナワトラ・グループがEPTLとLao-Shinawatra Telecom Co.を設立し、次世代方式としてGSMセルラーサービスを提供しています。

なお、首都ピエンチャンがタイ国境に近いこともあり、最近では隣国タイとの国境地帯において、タイの移動体通信サービスを越境利用するケースがあり、EPTLはこれを黙認している事実もあります。

表7：セルラー電話およびページング事業者 (94年未現在)

事業者	方式	加入者数	備考
EPTL	AMPS	350	92年にサービス開始。
Lao Shinawatra Telecom Co.	GSM	500	92年にサービス開始。
Lao Shinawatra Telecom Co.	(ページング)		初のページングサービス。本年中に提供開始の予定。

(KDD総研作成)

4. カンボジア

通信事業界の現状

カンボジアの電気通信事業分野では、MPTC(カンボジア郵電省：Ministry of Posts and Telecommunications of Cambodia)が主管庁と事業体を兼めています。MPTCはヘンサムリン政権当時のDGPT(カンボジア郵電総局)の業務を継承したもので、1993年半ば通信・運輸・郵便担当省から分離して設立されました。複雑な政治権力構造^(注12)を反映してか、事業体に関する確立した規則、運用免許や周波数利用に対する特定の規制が事実上なく、不確定要素が多分にあるのが現状です。

インフラ整備のこれから

カンボジア政府はUNDP(国連開発計画)とITU(国際電気通信連合)からの財政的・技術的支援により、通信部門の改革に取り組み始めています。特に、1994年初めからITUとカンボジア政府が共同でマスタープランを作成しています。遅々として進まぬインフラ整備の現状から脱却すべく、通信に関する法規制の見直しはもちろん、電気通信事業分野の長期的安定を促進する内容が期待されており、MPTCの組織改正も予想されます。同プランは95年中にも完成される見込みです。また、同プランの重要なステップとして新たに通信法の制定も近々予定されており、基本通信サービスはMPTC提供のまま、それ以外のサービスについては免許・譲許に基づき民間企業の参入を認める内容が予想されます。

包括的なインフラ整備計画が確立していないものの、経済の復興に伴い慢性的な回線不足解消に向けインフラ整備が希求されているため、カンボジア政府もいくつかの目標値を設定し、個別プロジェクトを進めています。外資誘致政策を反映し、電気通信分野でもインフラ整備への外資導入を促しています。セルラー通信などで外資導入は譲許期間完了時にMPTCへの設備移管を伴う、MPTCとの合併事業の形態が取られるほか、ベトナムのようにBCC方式も取られています。

MPTCは東南アジア地域内における通信研究開発を目的として、本年3月に設立された協議体(Seatel)^(注13)に参加しており、人材育成や技術援助などを通して自国の通信市場が成熟した感のある東南アジア諸国から通信に関するノウハウを得て、通信状況の改善に役立てようとしています。

(注12)

現在、カンボジアの王国政府は3党から構成されており、ラナリット派が財政、商業、貿易、工業、エネルギーを担当、人民党(CPP)が防衛、農業、電気通信を担当しています。

(注13)

これはASEAN各国の主要キャリアを含む、東南アジア7カ国の通信関連事業者25社により設立された協議体。地域内の通信に関するガイドライン設定・規格化を計画するほか、情報交換や技術・人材交流を通してアジア各国間のレベルアップを図る意味合いがあります。



インフラの現状

国内インフラ事情としては93年現在、人口100人当りの回線普及率は0.2回線前後に過ぎず、首都プノンペンでも、100人当たり1回線という状況です。プノンペン以外の地域での電話サービスとなると、皆無に等しく、プノンペンと地方都市間および主要都市間の通信はほとんど不可能という状態です。有線の加入者回線の不足を補うかたちで、セルラー電話への需要が増していますが、セルラー通信網も全州を網羅していません。また、公衆電話については、UNTAC^(注14)用にテルストラ設置のものがプノンペン付近に約60台あります。

包括的なインフラ整備計画は未だないものの、外資導入による主な個別プロジェクトとしては以下の2つがあります。

テルストラの国際通信網整備

オーストラリアのテルストラは1990年、DGPT(当時)と国際通信に関する10カ年にわたる協力契約を締結、プノンペンに衛星地球局設備を建設したほか、UNTACの通信網構築も手掛けました(コラム「先駆け テルストラ」参照)。なお、同設備はテルストラがインドネシアのテルコムおよびインドサットと共同受注したものです。

インドサット、全国的通信網整備を受注

インドネシアのインドサット^(注15)は94年12月、カンボジアの通信インフラ整備計画を受注しました。受注額が1,500万米ドルにも及ぶ本計画では最低でも1万回線の敷設を予定しており、93年までUNTACが利用していたネットワーク^(注16)の再利用も含まれています。つまり、旧UNTAC網をバックボーンとして、衛星地球局設備のある町のうち20ヶ所に有線の電話網を敷設し、限定的ながら全国規模の通信網を構築しようというものです。ようやく過疎地域への回線敷設が実現することで、カンボジア全州が首都プノンペンと結ばれ、首都以外の加入者が国内電話のほか、国際電話の利用も可能となります。

本計画では敷設、運用、保守を長期的に行なうキャリアが求められており、タイのCPグループ、シナワトラを始め、フランステレコム、テルストラ、デテコン(独)等の多くの海外キャリアが名乗りを挙げていました。

移動体通信サービス

有線の加入者回線に比べて建設期間が短い特性を発揮し、4事業者がセルラーサービスを提供しており、8,000回線とされている有線の加入者回線数を凌ぐ勢いで普及しています(表8参照)。タイ、マレーシア企業の進出により、有線の加入者回線よりもセルラー通信の発展が著しい傾向があり、外資導入によるセルラー網の整備を優先させた政策の結果を反映しています。各社は1992年~1993年頃に相次いでDGPT(当時)より譲許(concession)を得ており、譲許期間はShinCamが15年間、その他は10年間となっています。出資構成比率は各事業者共通で外資が70%、MPTC(DGPT)が30%となっています。ただし、全て異なる方式のアナログ・セルラーで、ベトナム、ラオスのようにGSMセルラー導入の計画が無いことが、今後の利用者拡大への影響が懸念されます。

また、ページングサービスについては94年11月、MPTCがシンガポール・テレコム・インターナショナル(Singapore Telecom International: STI)^(注17)に対しカンボジア初の事業免許(10年間有効)を付与しました。カンボジア国内全域に及ぶ同事業費は今後2年間で140万米ドルに及び、「フォンリンク(Phonelink)」の名称で本年中のサービス開始を目指しています。MPTCとしてはさらに2事業者の参入させる方針です。なお、STIとしても本ページング事業を機に、MPTCとの関係を緊密にすることで、全てアナログ方式のセルラ

(注14)

国連カンボジア暫定統治機構。同機構はパリ和平協定に基づき92年に設立。総選挙指導後、1993年9月のカンボジア新政府成立に伴い、その任務を終えました。

(注15)

インドサット(PT. Indosat)はインドネシアの国際通信事業者で、インドネシア政府が約65%の株式を保有する。

(注16)

これはUNTACの内部通信用としてカンボジア全21州を結ぶセルラー通信網で、全国24ヶ所の衛星地球局をインドネシアのパラパ衛星で結び、プノンペンにおいて国際ゲートウェイとも接続されるというものでした。93年11月のUNTACの撤退後、盗難や破壊のほか、メンテナンスの技術専門家の欠如で、利用不可能となっているのが現状です。

(注17)

STIは既にタイ、ベトナム両国において、同じ「フォンリンク」の名称で提供中のページング・サービスに既に関わってきました。タイについては、「シナワトラ・ページング」(現地シナワトラ・グループとの合弁会社)がサービス提供中で、現在、4事業者が争めき合うタイのページング市場全体で約50%のシェアを占めています。ベトナムについてはホーチミン市内において、シナワトラ・ページングおよびホーチミン市郵電管理局との共同でサービスを提供中です(表5参照)。

既に「フォンリンク」はタイ、ベトナム間のローミングが可能であり、次第にインドシナ全域へと拡大しつつあります。



KDD RESEARCH

June 1995 11

『インドシナ三国 の胎動』

—電話サービスしか提供されていないカンボジアにおける将来のデジタル・セルラー (GSM)導入に備える戦略も伝えられています。

表8：セルラー電話事業者

事業者	出資者	方式	加入者数*	カバーエリア	備考
Cambodia Samart Communications	Samart(タイ) MPTC	NMT 900	6,000	プノンベンおよび北部5地域	
Tricelcam	TR(マレーシア) MPTC	E-TACS	2,000	プノンベン	94第4四半期にシアヌークビル等をカバー。
Camtel	CP(グループ外) MPTC	AMPS 800	3,500	プノンベン	シエムリアップ、バタンバンをカバー予定。
Shinawatra Cambodia Limited (ShinCam)	シナワト(外) MPTC	NMT 450	2,000	プノンベン	93年に設置された固定セルラーシステムで容量は1万回線分。

*95年1月現在

(KDD総研作成)

先駆けテルストラ

オーストラリアのメガキャリアであるテルストラは1980年代後半からインドシナ三国での通信事業に積極的に関わってきました(表A参照)。1987年ベトナムのホーチミンに無償協力としてインテルサット衛星地球局を建設したのを皮切りに、1989年、DGPT(ベトナム郵電総局)と国際通信網建設および運用に関する10カ年契約を締結、ハノイおよびホーチミンに国際通信センターなどを建設しました。カンボジア、ラオス、ミャンマーでも同様の契約を締結しています。国際通信を越え、国内ネットワーク整備への協力も手掛けています。近年進出が目覚ましい欧米の通信キャリア・メーカを尻目に、テルストラは新興成長市場と言われるインドシナ三国において、既にプレゼンスを確立しています。

テルストラ発足以前

インドシナ諸国を始めとした海外投資活動についてはテルストラの発足以前に遡る必要があります。

オーストラリアにおいて、1992年に通信事業者再編や競争導入により国内通信、国際通信をそれぞれ独占提供していたテレコム・オーストラリア、OTCが合併しAOTC(後のテルストラ)が設立されました。テレコム・オーストラリアおよびOTCはそれぞれ海外投資子会社としてTAI、OTCIを持っており、両社とも国際協力や商業ベースでの様々な海外プロジェクトに関与してきました。特にインドシナ諸国との10カ年契約はOTCIが進めてきた代表的な事業でした。こうした海外事業に特徴的なことは同社がBOT方式によって衛星地球局設備を建設、トラフィックをオーストラリア経由で疎通させていることです。これはオーストラリアを通信のハブセンターにすることに他なりません。

表A：テルストラのインドシナ三国への進出状況

国名	状況
ベトナム	1987年～ハノイ、ホーチミンに衛星地球局建設
	1990年 DGPT(ベトナム郵電総局)と国際通信網構築および運用に関する10カ年契約を締結
	1991年 ハノイ、ホーチミンに国際通信センター建設
	1995年～ハノイ、ホーチミンの国際交換機アップグレードおよびダナンに国際交換機設置。
ラオス	1990年 ビエンチャンにVISTA地球局建設
	1991年 ラオス通信運輸郵電省と国際通信網構築および運用に関する10カ年契約を締結
カンボジア	1990年～カンボジア郵電総局(当時DPT、現MPTC)と国際通信網構築および運用に関する10カ年契約を締結。プノンベンにVISTA地球局を建設の他、デジタル交換機を設置
	1992年～UNTACの通信網プロジェクトを受注

(KDD総研作成)

5. 手を携えるインドシナ

インドシナ三国は独自の整備計画の下に通信状況の改善に努めています。そんな中、電気通信を含む様々な産業分野に関する協力・連携する動きが芽生え始めています。所謂メコン河流域総合計画と言われるプロジェクトです。

メコン河流域の6カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムおよび中国雲南省）が各国での経済開発事業の中で、特に国境を超え、多国間の協力が不可欠な事業分野に関し、アジア開発銀行（ADB）など公的金融機関の先導で総合開発計画として進められています。その事業分野としてはTransport（交通運輸）、Energy（エネルギー）、Environment（環境）、Human Resources Development（人材育成）、Trade and Investment（貿易・投資）、Tourism（観光）、Telecommunications（電気通信）の7分野が取り上げられ、現在各分野でマスタープランの作成が進んでいます。特に交通運輸およびエネルギー分野は最優先され、既に具体的な案件の発掘・選定が行われています。

こうしたテルストラの海外投資はオーストラリア国家自体のアジアを見据えた外交戦略に呼应していると言えます。

外交政策を反映

オーストラリア政府は1980年代後半から、ヨーロッパ（特にイギリス）との関係を重視した白豪主義を脱却し、アジア・太平洋地域との関係強化に向けた戦略を打ち出してきました。そうした「脱欧入亜」の一環として同政府が提唱したのがアジア・太平洋地域における自由貿易体制の推進と経済協力の強化を目指したAPECです。また、近年では、隣国ニュージーランドとの間に自由貿易圏「経済緊密化(CER)協定」を締結し、ASEANとの対話を精力的に行うなど、CERとAFTA（ASEAN自由貿易地域）との連携実現にも躍起となっています。

今後の戦略

インドシナ三国以外の主な海外投資活動に関しては表Bの通りですが、最近、各種通信プロジェクトからの撤退も少なくありません。10カ年契約を締結しているインドシナ諸国においても、ASEAN各国のキャリア・メーカーがその利権を狙ってロビー活動をしているとも言われ、キャリア間の競争が一層激しくなっています。

テルストラは94年末

に今後の海外戦略について発表しました。その中で同社はインドシナ諸国、中国、インド、インドネシアの4地域に重点を置いた事業展開を進め、2000年までに年間最低25億豪ドルの収入を見込んでいます。フィリピンの新規キャリアICCからの撤退などの反省から、現地資本との関係強化に向けたリストラムも実施する方針です。さらに、2000年までの海外事業のビジョンとして、以下の2点を挙げています。

- 1) 豪州の多国籍企業の90%およびアジアを本拠地とする多国籍企業の10%に向けて国際通信ネットワークを提供
- 2) アジア諸国における娯楽・情報を含む各種広帯域サービスへの積極的参加

オーストラリアを通信ハブ・センターにする方針の下に、テルストラが関わる海外の各種プロジェクトの傾向もインフラの整備や基本サービスの立ち上げから広帯域サービスの提供支援へと次第に広がりつつあります。

表B：テルストラの最近の主な海外投資状況

国名	状況
香港	ハチソンとのJVが香港テレコムに続く第2ネットワークキャリアに選定される
インドネシア	インドサットなどと組み、200万回線敷設計画の入札に参加、現在応札中
フィリピン	新規キャリアICCの40%を取得、VAST利用の専用線サービスなどを提供していたが、94年9月撤退決定
インド	現地資本と組み、市内電話およびセルラー電話サービスの入札に参加、現在応札中
スリランカ	JVのMobitelが93年末からセルラー電話サービスを提供中
サウジアラビア	過去2回にわたり、政府の電話網の運用・保守に関するコンサルティング契約を受注してきたが、新規契約の受注に失敗し要員引き揚げ
ポーランド	JVのUNI-NETを設立、無線電話システムを提供していたが、本年5月出資取りやめ

(KDD総研作成)

『インドシナ三国の胎動』

関係6カ国は開発計画の円滑な進行に向けて自国での国内法制度や投資制度などに関する取り組み（外資規制の緩和、手続きの簡素化・共通化）を進めており、民間部門の技術・ノウハウ・資金などの提供・協力を組み合わせた官民一体での計画遂行を目指しています。

但し、電気通信分野については他分野と比べ、マスタープランの作成も遅れており、協力がどういった内容になるかは明らかになっておりません。

本年2月には日本で経団連とアジア開発銀行が関係6カ国の政府高官を招き、「メコン河流域総合開発フォーラム」を開催しました。同総合開発に対する

日本の民間企業による技術的・資金的な面での参画を求める声が高まっています。

図4：メコン河流域



おわりに

冷戦構造崩壊や「カンボジア和平協定」調印（91年10月）を機に、インドシナ三国は新興成長市場として注目されており、その新たな曲面を迎えています。特にベトナムは94年の米国による対ベトナム禁輸措置（エンバーゴ）解除により、約7,000万の人口、資源など経済面での潜在性が見直されており、近年のドイモイ政策の成功もあり、その更なる成長に期待が寄せられています。しかし、GDPの三国合計および1人当りGDPの三国平均を比べても（表9参照）、隣国タイの10分の1に過ぎず、未だ発展途上の現実は否めません。

これまで概観してきたインドシナ三国の電気通信業界の特徴として、基本的には基本通信インフラの整備に関して、出来る限り国营通信事業者が実施する一方で、それ以外の通信サービス（移動体通信サービス）提供に関しては民間企業に譲許を与え、民間や海外の技術と資本も導入して、全体的な通信サービスの向上を図っていると言えます。この方式により、多数の民間企業が通信市場への参入を実現しています。但し、法整備の不備や組織上の変更もあり、政府の採る政策に一貫性が見られない面が多分にあります。

また、今後の課題として、都市部と郊外・過疎地域との地域格差の是正、交換機の大容量化、回線のデジタル化、省や町など各行政単位への交換機設置などが挙げられます。

表9：インドシナ三国の現勢

	ベトナム	ラオス	カンボジア	合計/平均	(参考) タイ
人口(93年)	7,132万	460万	931万	8,523万	5,858万
面積	33.1万平方km	23.6万平方km	18.1万平方km	74.8万平方km	51.3万平方km
首都	ハノイ	ビエンチャン	プノンペン		バンコク
GDP(93年)	126億ドル	13.3億ドル	18億ドル	157.3億ドル	1,234億ドル
GDP/人(93年)	176ドル	288ドル	193ドル	219ドル(平均)	2,106ドル

(KDD総研作成)



第二部

各国のテレコム情報



アメリカ

16p ~ 26p



アジア

27p ~ 35p



ヨーロッパ

36p ~ 47p



北米

長距離3社、95年第1四半期の業績

市場全体が堅調な伸びを示す。ビジネス向けサービスではMCIが大幅増、住宅向けでは、MCIの攻勢にAT&T及びスプリントが新サービスで対抗。

AT&T、MCI及びスプリントの1995年第1四半期(1月～3月)の業績につき、以下のとおりに紹介する。

AT&T

- 1) 金融サービス、機器製造部門で好調な伸びを示している。通信サービス部門は、マッコー・セルラーの大幅な増収があったものの、部門全体の収入は微増に留まった。
- 2) 長距離(国際を含む。以下同じ。)通信サービスのトラフィックは8.5%増加したが、その収入は3%の増加(共に前年同期比。以下同じ。)となっており、顧客の新しい割引プランへの移行が示されている。"True"キャンペーンは前期から継続して効果を上げている様子。
- 3) 機器製造及びレンタルその他部門に計上されるGlobal Information Solutionsユニット(旧NCR)は、売上を19%伸ばした(1,820百万ドル)ものの、営業収支は143百万ドルのマイナス(赤字幅は2.5倍に)となった。価格競争による低マージン製品の販売が利益幅を抑制したとしている。
- 4) 費用の増分は、主に機器販売の増加、販売プロモーション及び研究開発に係るもので構成される。

MCI

- 1) 総収入(11%)、純利益(17%)及び長距離通信サービスのトラフィック(9.2%)共に、3社の中で最高の伸びを示している。
- 2) 特にビジネス向けの各種サービスは過去最高を記録しており、国際電話に限るとトラフィックベースで約40%の増加となった。
- 3) 住宅向けサービスについては、国際通信に限ると「2桁」の伸び率、800番サービスでは約2倍の増収となっている。(Friends&Family World Wide及び800番サービスは高マージン商品とのこと。)
- 4) 今期より顧客毎の最適割引プランの提案書の提供("MCI Proof of Savings")を開



KDD RESEARCH

始し、これにより同じく今期提供を開始したNew Friends&Familyが好調とのこと。今後は新規顧客獲得よりも既存顧客の囲い込みに重点を移行させるとしている。新規顧客獲得活動は顧客に混乱を招きMCIのブランドイメージを低下させ、更には産業全体の収益性を低下させる、というのが理由。

- 5)費用については、New Friends&Familyの導入に係る設備投資等が発生したものの、接続料金及び国際計算料金の低下による削減効果も相当程度あり、通信サービスの収入-費用比は僅かに改善している。
- 6)関連企業の赤字の大半はコンサートの合理化及び減価償却とのこと。

スプリント

- 1)移動体通信サービスは絶好調、長距離及び地域系通信サービスも堅調に推移したものの、全体では3社中唯一減益。
- 2)長距離通信サービスの収入、トラフィック共に6%の増加となっており、3社中最低とはいえ順調な伸びと言える。
- 3)AT&TとMCIの新サービスや新聞広告等を通じた過熱する競争に一人取り残された形となったが、Sprint Senceの導入により既存顧客をつなぎ止めることに成功している。
- 4)減益の主要要因である利子以外のその他収支の大幅な悪化は、TCL、コムキャスト及びコックス・ケーブルとの合併会社に関する費用の発生による可能性がある。

(大谷 潤)

<出典>KDDアメリカ本社、他

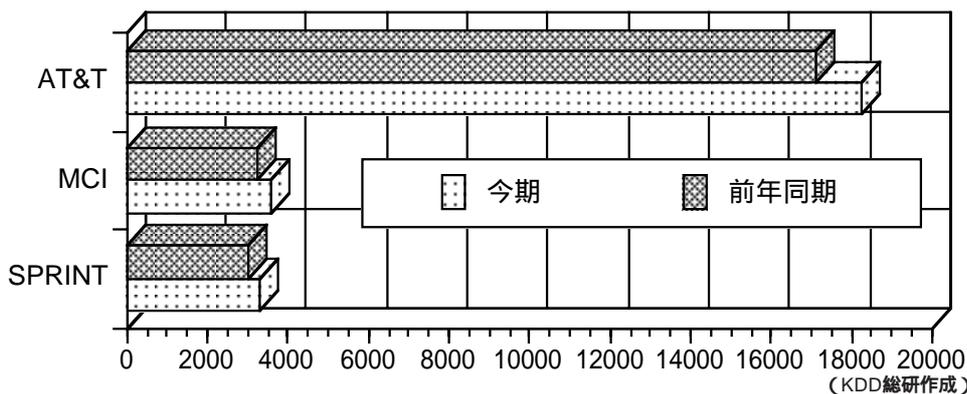
95年第1四半期の業績

(単位：百万米ドル)

	AT&T			MCI			スプリント		
	今期	前年同期	増加率	今期	前年同期	増加率	今期	前年同期	増加率
営業収入	18,262	17,097	7%	3,561	3,221	11%	3,272	3,033	8%
営業費用	16,333	15,262	7%	3,131	2,842	10%	2,795	2,605	7%
営業利益	1,929	1,835	5%	430	379	13%	476	428	11%
利子その他収支	4	78	95%	4	39	90%	120	72	66%
税	727	683	6%	153	131	17%	132	129	2%
関連企業利益				29	0				
純利益	1,198	1,074	12%	244	209	17%	244	227	1%

(KDD総研作成)

収入比較



KDD RESEARCH



AMERICAS

長距離サービスに関する営業収支等

(単位：百万米ドル)

	AT&T			MCI			スプリント		
	今期	前年同期	増加率	今期	前年同期	増加率	今期	前年同期	増加率
営業収入	10,736	10,449	3%	3,561	3,221	11%	1,753	1,660	6%
営業費用	N/A*	N/A*	N/A*	3,131	2,842	10%	1,597	1,517	5%
営業利益	N/A*	N/A*	N/A*	430	379	13%	155	143	9%

* AT&Tは販売・管理共通費及び研究開発費を部門別に分計していないため比較不可。

(KDD総研作成)

(注1)

外資系キャリアの米国市場参入に関して、当該キャリアの主要な市場における、米国キャリアに対する市場アクセスをレシプロカルに求めるもの。その骨子は以下の通り。

- 1 外資系キャリアの設備ベースによる国際サービス提供のための214条申請において、公共の利益の判断基準に、外国側での米国キャリアに対する実効的な市場アクセスを加える。
- 2 外国キャリアが米国キャリアに資本参加する場合、一定基準以上の株式取得により当該米国キャリアを外資系キャリアの「関連会社」*と見做し、実効的な市場アクセスの基準を適用する。

*例として10%、25%を挙げ、コメントを募っている。これまで「関連会社」の定義に特定の基準はなく、ケース・バイ・ケースで判断されていた。

- 3 通信法310条(b)(4)項で定める公共の利益の判断において**、当該外国キャリアの主要な市場における、米国キャリアに対する実効的な市場アクセスを、基準として採用する。

**同項は外資比率が25%を超える事業者の無線局免許に関して、FCCが公共の利益を阻害すると判断した場合には、取り消すと定めている。

(注2)

NTIAは、このような通商問題は、まず行政府(the Executive Branch)に規制権限があると強調し、特に通信法310条(b)(4)項に定める外資規制については、FCCではなく行政府が外国側の市場アクセスを判断すべきというのがクリントン政権の意向であると述べた。



KDD RESEARCH

FCCの外資規制に関する規則制定案公示に対する各社のコメント

AT&T、BT/MCIが概ね賛成の意を表す一方、DT/FT/スプリントは猛烈に反発。

FCCが2月7日に公示した外資規制に関する規則制定案^(注1)に対する関係者のコメントが、当初の日程を2週間延長して4月11日に締め切られた。全部で40以上のコメントが寄せられたが、AT&T、BTNA、MCIが概ね賛成する一方で、スプリント、DT、FTが強硬な反対を表明している。反対のコメントは概ね以下の理由を挙げている。

1. 通商問題を取り扱うことはFCCの規制権限を超えている^(注2)
2. 政策の実効性に疑問
 - a. 逆に外国側の市場の閉鎖を招く恐れ
 - b. 米国に対する投資意欲を減退させる可能性
3. 議会で新通信法案が審議され、またGATSの基本テレコム交渉が行われている今は、このような政策を採用する時期ではない。

<出典>KDDワシントン事務所、Telecommunications Report(4.17)、Communications Daily(4.17)

COMMENT

予想通り、既に資本提携の認可を取得したBT(NA)/MCIが本規則制定案に賛成する一方、FCC、司法省による認可がペンディング中のスプリント/DT/FTは強硬な反対を表明した。MCIに至っては、専用線の再販認可にあたっては、従来の「市場の同等性の確認」に代えて本規則を適用することを求めている。BTNAとMCIは、既に単純再販認可を取得したというだけでなく、英国は米国キャリアに対して「実効的な市場アクセス」を与えているとの自信を持っていると言える。

外資系キャリアの「関連会社」のベンチマークに関して、AT&T、BTNA、MCIがDTとFTのスプリントに対する各10%の出資計画を意識して10%を主張する一方、スプリントらは、マイナー出資に本規則を適用することに反対、外資系キャリアによる支配権の獲得が問題であると述べている。それも全ては資本提携の認可を得るためであり「BTとMCIの資本提携を認可しながら、競争事業者の同様の計画を阻止するような規則を制定するのは不当である(スプリント)との本音もそのせいでいる。

外資規制の問題は、議会で審議中の通信改革法案においても大きな争点の一つである。しかし、法案が年内成立に至らなかった場合には、現行の通信法の枠内で、FCCが本手続きによる新規則に基づいた規制を行うこととなる。

(園山 佐和子)

グリーン判事、ベル系セルラー会社による長距離再販を認可

司法省による昨年6月の勧告を受けた認可。長距離キャリア1社からの購入比率は最大45%、子会社分離など司法省の付けた条件をほぼ踏襲。

ワシントンD.C.連邦地裁のグリーン判事は、ベル系セルラー電話会社による長距離通信サービス提供を認可した。これは、昨年6月に出示された司法省の勧告に基づくものであり、以下の通り同省の付した条件をほぼ踏襲している。

1. 分離された子会社によるサービス提供
2. イコール・アクセスの提供
3. 交換サービスの再販による提供。ただし、1つの長距離キャリアからのサービス購入は全体の45%を超えてはならない。
4. セルラーサービスと長距離サービスのタリフ建て、販売の分離。両サービスの料金を1枚の請求書に記載する場合は、全ての長距離キャリアに同等の機会を与えなければならない。

また同判事は、MFJで定めるRHCsの事業別参入規制について、その規制理由が消滅した場合すみやかに撤廃すべきであると述べた。

上述の条件に基づき長距離サービスを提供するベル系セルラー電話会社は、自社の営業区域において、セルラーネットワークから長距離キャリアのPOP(Point of Presence) までのアクセス部分で、実際の競争が行われていることを司法省に対して証明し、認可を求めなければならない^(注3)。

<出典>Telecommunications Report(5.1/8) Communications Daily(5.1)

COMMENT

グリーン判事は、セルラー電話サービスにおけるRHCsのボトルネック支配力(「モバイル・ボトルネック」)が、代替アクセスの存在により解消しつつあるとの見解を示した。しかしながらCAPsは全米津々浦々で営業していないため、上述のように地域毎に長距離提供の認可を行うに至ったのである。AT&Tは、今回課された条件が不十分であるとして不満の意を表しているが、一方今回の認可の基礎となっている「RHCsが独占しているサービスに対する競争を阻害する規制を撤廃し、またRHCsの長距離参入前に実際の競争の存在が認められなければならない」という同判事の考え方に励まされたとも述べた。(園山佐和子)

司法省、アメリテックの長距離サービス試行提供に合意

グリーン判事に対してMFJの修正を申請。地域電話市場での実際の競争の存在が条件。より緩やかな条件で長距離参入を狙う他RHCsの反発。

司法省は4月3日、アメリテックのイリノイ州シカゴ、ミシガン州グランドラピッズ(Grand Rapids)における長距離サービスの試行提供計画に関して同社と合意し、ワシントン連邦

(注3)

具体的には、最低1社の競争アクセス事業者(CAPs)の存在が求められる。



KDD RESEARCH



AMERICAS

(注4)

AT&T分割を定めた1982年修正同意判決(MFJ)の第2条(d)(1)項により、RHCsは長距離通信サービスの提供を禁じられている。MFJは、司法省が74年に旧AT&T、ウェスタン・エレクトリック(WE/現AT&Tネットワークシステムズ)、ベル電話研究所の3者を共同被告として提訴した反トラスト訴訟に関する当事者間の合意を定めたものである。司法省はその当事者として、同第7条(裁判管轄権の保持)に基づき、本条項の修正に対する承認をグリーン判事に求めたのである。

(注5)

グリーン判事はこれら条件が公共の利益に合致するか否かを判断するのみである。グリーン判事の認可を得た後アメテックは、この条件に基づくサービス提供計画を司法省に提出し、同省の承認を得て初めて提供を開始できる。つまり、1.まず司法省に申請、2.同省がグリーン判事に勧告、3.グリーン判事が最終判断、というこれまでのMFJ適用除外手続きを本件に関して根本的に変更し、管轄を事実上グリーン判事から司法省に移管することとなる。

(注6)

但し、現在のアメテック、新設される長距離子会社のどちらも「アメテック」のブランドを使用できる。

(注7)

司法省反トラスト局のビンガマン副長官はこの見直しを確認していない。

(注8)

RHCsが正式な反対のコメントをグリーン判事に提出した場合、MFJ第7条に代えて第8条(c)項が適用される可能性がある。この場合アメテックは、その独占力を行使して参入を意図する市場の競争を妨げる可能性が事実上存在しないことを証明しなければならない。一方第7条に基づく手続きでは、グリーン判事が公共の利益を阻害すると判断した場合のみこの修正は却下される。



KDD RESEARCH

地裁のグリーン判事に対しMFJの修正を求める申請を行ったと発表した^(注4)。試行提供にあたり、アメテックには以下の条件が課されている^(注5)。

- ・設備ベースによる長距離サービス提供の禁止
- ・分離された子会社によるサービス提供^(注6)
- ・アメテックと資本関係のない長距離事業者、LATA内トールサービスプロバイダー、市内事業者と、アメテックの長距離子会社との公平な取り扱い
e.g. ピリングサービス、競争事業者の顧客の電話帳への記載等
- ・全ての長距離事業者に対するイコール・アクセス提供の継続
- ・アメテックの長距離子会社は、アクセス・チャージを含んだタリフ立てを行わなければならない。
- ・アメテックの長距離子会社がアメテックから購入する市内/アクセスサービスの提供条件が公開され、かつ少なくとも競争事業者が1社提供を開始するまでワン・ストップ・ショッピングによる長距離/市内サービスの提供を行ってはならない。

グリーン判事の認可を得た後、アメテックは以下の条件を満たして初めて司法省にサービスの提供を申請できる。

- ・ローカル・ネットワークのアンバンドル化
(LATA内トールサービスへの)イコール・アクセス
- ・ナンバー・ポータビリティ
- ・着信トラフィックに関する公平な相互補償
- ・市内電話サービスの再販
- ・非差別的な電話番号管理

司法省は、1.同地域の地域電話市場において、アメテックに対する設備ベースの競争が実際に存在すること、2.さらなる競争の進展が見込まれる環境が整備されていることを条件にサービスの試行提供を認可する。また、司法省はアメテックのサービス提供を中止する権限を持つ。

今回の合意を受けてアメテックでは、96年1月には再販ベースでのサービス提供を開始できると見込んでいる^(注7)。本件の記者発表には、アメテックのRichard Notebaert 会長兼CEO、リノ司法長官、ビンガマン同副長官に加えてAT&Tのアレン会長、及び大手競争アクセス事業者MFSのクロウ(James Crowe)会長が同席し、今回のアメテックと司法省の合意を支持すると述べた。この合意を受けてAT&Tは、この2地域で再販ベースの市内電話サービスを提供すべく、イリノイ、ミシガン両州の公益事業委員会に申請を行っている。

<出典>KDDワシントン事務所・15(4.20) Telecommunications Report(4.10) Communications Daily(4.4)他

COMMENT

司法省とNTIAは、上院の「1995年電気通信競争及び規制緩和法案」について、RHCsによる新規市場への参入に際しては、FCCのみならず司法省の認可取得を義務づけるよう求めている。従って、司法省にサービス提供の中止を含む大きな規制権限を認めているこの計画をこの時期に発表することは、明らかに議会に対する牽制と言える。当然のことながら、より緩やかな条件の下で長距離参入を望む他のRHCsは、司法省との交渉を打ち切るよう直前までアメテックに働き掛けており、合意成立後にはアメテックを批判する声明を発表した^(注8)。これに対しアメテックは、同社のサービス区域内の州規制当局に市内サービスを開放するよう強いプレッシャーをかけられているため、このような戦略を取らざるを得なかつ

たと述べている。しかしアメリカテックとしては、内容、またその成立について不確定要素の大きい通信改革法案に頼ることなく長距離参入の足掛かりを得たこととなり、他のRHCsに対し時間的な優位に立てたのは事実である。いずれにせよアメリカテックは、公正なルールに基づく地域 / 長距離全面競争に向けて、先鞭をつけたと言えよう。 (園山佐和子)

ベル・アトランティック、VDT申請を取り下げ

先に214条申請の保留を要請した6都市について、正式に申請を取り下げる。通信改革法案の審議を睨み、VDTに対するコミットメント低下の現れか。

ベル・アトランティックは5月25日、先に保留を要請した6都市におけるビデオ・ダイヤル・トーン(VDT)サービスの認可申請について、正式に申請を取り下げた。同社では、SDV方式(Switched Digital Video)による新たなネットワーク構成で、再び申請を行う予定である^(注9)。ベル・アトランティックは、今回の申請取り下げにより、ネットワークの構築が当初予定していた95年末から96年末～97年初め頃にずれ込むとの見通しを明らかにしている^(注10)。

なお、ベル・アトランティックはニュージャージー州ドーバー地区の3万8,000世帯を対象とするVDT商用サービスとバージニア州フェアファクス(=Fairfax)地区の2,000世帯を対象とするVDT実験サービスの提供をFCCより認可されているが、このVDTサービスに関しては変更はない。

<出典>Communications Daily(5.18/25) Telecommunications Report(5.01) Wall Street Journal (4.26) New York Times(4.26) 他

COMMENT

ベル・アトランティックは、今回の取り下げがハイブリッド方式からSDV方式への変更という技術上の問題に過ぎず、VDTによる映像サービスの提供に向けた取り組みそのものに変化はないと発表している。しかし、CATV業界からは、今回のベル・アトランティックの申請取り消しが、単なる技術上の問題ではなく、米国議会で進められている通信改革法案の立法化努力を考慮して、より有利な条件での映像サービス分野への参入を狙ったものとの批判も出ている。上院商業科学運輸委員会を通過した1995年通信改革法案では、地域電話会社による同一営業区域内での映像サービスの提供に関して、214条認可の取得義務を撤廃するなど、既存のFCCのVDT規則より先大幅に緩和された内容となっている。また、同一営業区域内でのCATV会社の買収も禁じておらず、地域電話会社がVDTIによらずに映像サービスを提供する道を開いている。ベル・アトランティックの公報担当取締役であるエリック・レイベ氏(=Eric Rabe)は、今後の再申請の見通しに関して、「議会の通信改革法案審議などの要因により、今は再申請に適したタイミングではない」と述べ、再申請の時期に関して「将来(at a future date)」とだけ述べるに留めている。

USウェストもFTTC方式を採用する一部のVDT計画の申請保留をFCCに要請したが、今

(注9)

ベル・アトランティックは、ニュージャージー州北部、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボルチモア、ノーフォーク / ヴァージニア・ビーチ、ワシントンD.C.の6都市、300万世帯を対象とするVDTサービスの申請処理を一時保留するようFCCに要請していた。当初これらの都市では、ワシントンD.C.の一部を除き光/同軸ハイブリッド方式を採用する計画であったが、ベル・アトランティックはSDV方式への変更を検討していた。なお、光/同軸ハイブリッド構成のネットワークが加入者交換局(中央局)から加入者宅近傍のODN(Optical Distribution Node)まで光ファイバーを敷設し、ODNから500軒程度の家庭まで同軸ケーブルを敷設するのに対し、SDVは、加入者交換局から加入者宅近傍のONU(Optical Network Unit)まで光ファイバーを敷設し、ONUから12～14軒程度の家庭まで同軸ケーブルと擦り対線を敷設する網構成となる。

(注10)

ベル・アトランティックは、より早く映像サービスに参入するためのオプションとして、暫定的にワイヤレス・ケーブル・システムを採用する意向を明らかにしている。同社は、ナイネックスとともに、デジタル無線で映像サービスを提供するCAIワイヤレス・システムズに45%出資を行っている。



KDD RESEARCH



AMERICAS

後他のRHCsがベル・アトランティックに追随した場合、サービス提供上の自由度に乏しいVDT計画へのコミットメントが一段と低下することになると言わざるを得ない。

(園山 佐和子)

ベル・アトランティックとナイネックス、ワイヤレスケーブル事業に出資

デジタル無線で映像サービスを提供するCAIワイヤレス・システムズに1億ドルを拠出して株式の45%を取得。投資資金を得たCAIは競合他社を買収。

ベル・アトランティックとナイネックスは、無線で映像サービスを提供する、いわゆるワイヤレス・ケーブル事業に出資する。資本参加するのは、CAIワイヤレス・システムズ(CAI Wireless Systems Inc.)で、ベル・アトランティックとナイネックスはそれぞれ5,000万ドルずつ拠出し、同社の株式の45%を取得する。また、ベル・アトランティックとナイネックスの出資を受けたCAIワイヤレス・システムズは、競合他社のACSエンタープライズ・システムズ(ACS Enterprise Systems Inc.)を3億2,300万ドル^(注11)で買収することで合意、加入者数を11万5,000に増やした。

<出典>Wall Street Journal(4.18) 他

COMMENT

CAIのワイヤレス・ケーブル・システムは顧客宅側に直径7インチ(約17.8cm)のアンテナを設置し、映像番組の配信を行うものである。現在デジタル圧縮技術の採用を計画しておりこれによってチャンネル数を約100chにまで増やすことが可能となる。ワイヤレス・ケーブル事業は未だ発展段階にあり、1994年度の産業全体の売上もわずかに10億ドルに過ぎない。しかしデジタル圧縮技術の開発で多チャンネル化や高品質化が可能となっており、有線系の高速・広帯域ネットワークの代替手段として注目され始めている。特により広範にサービスを提供する場合や光ファイバー・ケーブルの敷設費用が高い地域へ映像サービスを提供する場合には経済性の面でも優れている。

実際に今回の資本参加に関して、ベル・アトランティックとナイネックスは、より早く映像サービスや娯楽ビジネスに参入するための1つのオプションとして選択したとコメントしている。

(小和口恵太)

(注11)

買収額の支払内訳は1億ドルが現金、残りは株式の交換である。ACSはバーカーズフィールド、クリーブランド、フィラデルフィア及びカリフォルニア州の一部で事業しており、約4万8,000の加入者を持つ。



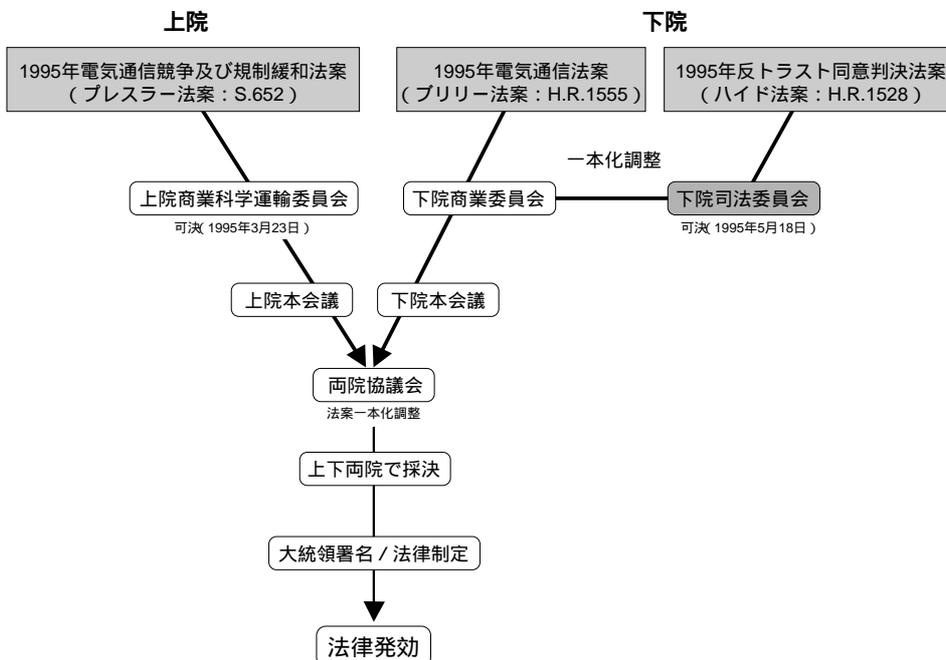
KDD RESEARCH

下院司法委員会、通信改革法案を可決

■ ベル系地域電話会社による新規事業分野への参入に際して司法省からの認可取得を義務付ける。

5月18日、米下院司法委員会は、「1995年反トラスト同意判決改革法案(H.R.1528)」と称する、通信改革法案を29対1の圧倒的多数で可決した。通信改革法案は既に上院商業科学運輸委員会(既に可決)下院商業委員会でそれぞれ審議されているが^(注12)、同法案は主にベル系地域電話会社に対する事業別規制の撤廃を規定しており、1934年米国通信法の包括的な改訂を促すものではない。同法案の特徴としては、ベル系地域電話会社による、LATA間通信サービスの提供や電気通信機器の製造を認める場合に、司法省からの認可を必要とした点である。他の通信改革法案では、ベル系地域電話会社による事業別規制の撤廃に際してFCCからの認可取得のみを義務付けており、司法省の関与を制限している。同法案では、ベル系地域電話会社が新規事業への参入を求めて司法省に申請した場合には、当該ベル系地域電話会社またはその子会社が(地域電話市場における)市場支配力を利用して、新規参入を求める市場の競争を歪める可能性があることを司法省が証明しない限りは、申請を認可するように命じており、現行の1982年修正同意判決に定める事業別規制の撤廃基準^(注13)よりも緩和された内容となっている。

<出典>Telecommunications Report(5.22) KDDワシントン事務所



(注12)

通信改革法案に関しては、既に「1995年電気通信競争及び規制緩和法案(プレスラー法案、S652)」が上院商業科学運輸委員会を通過し、下院では「1995年電気通信法案(ブリー法案、H.R.1555)」が電気通信小委員会を通過、5月24日の下院商業委員会での採決を控えている。(下図参照)

(注13)

1982年修正同意判決第VIII条(C)項では、「ベル系地域電話会社とその独占力を行使して参入を意図する市場の競争を妨げる可能性がないことを証明した場合には、(1982年修正同意判決)第II条(D)項に定める、ベル系地域電話会社に課した制限を除去しなければならない。」と規定しており、地域電話会社側に反競争的行為を行えないことの証明を義務付けている。今回の司法委員会を通過した法案は、ベル系地域電話会社による反競争的行為の可能性を司法省に証明させている点で申請者側の負担をなくしており、その点で緩和された内容となっている。



KDD RESEARCH



AMERICAS

COMMENT

上下両院で審議されている通信改革法案の目的の1つは、1982年の修正同意判決以来続いてきた、米国電気通信事業に対する司法の関与を断ち切り、新しい業界枠組みを確立することにある。ベル系地域電話会社にとっては、仮に新しい法律によって、新規事業分野への参入を原則認められたとしても、その認可プロセスに司法省の影響が及ぶことは悪夢の再現でしかない。今後の法案審議において司法省からの認可取得の義務を取り除くことは与えられた命題の1つになっている。

一方の司法省は、反トラスト法の見地から申請を審査することの必要性を説き、先に上院商業科学運輸委員会を通過したプレスラー法案に対してもゴア副大統領を通じて圧力をかけたり、アメリテックのアドバンス・アクセス・プランへの認可を通じて管轄権の掌握を試みている。

今回可決された法案を提出した下院司法委員会委員長のハイド下院議員(Henry J. Hyde)は、今後下院商業委員会のプリリー委員長、フィールズ電気通信小委員会委員長と協力し、法案を一本化したいと述べているが、利害が交錯する重要事項だけにその調整は困難と予想される。
(小和口恵太)

(注14)

オーストラリア出身(米国で市民権を取得)の実業家ルパート・マードック氏率いる総合メディア会社。傘下に20世紀フォックス、フォックスTV*(以上米国)、BSkyB(英国)、スターTV(香港)等を持つ、文字通りグローバルな一大メディア・コングロミラットである。

*米国で三大ネットワークに次ぐと言われる地上波ネットワーク。それまでCBSの持っていたNFLの放映権を、昨年4年契約で獲得している。

(注15)

ニュース・コープ側は2億ドル相当の株式を供出する予定。

(注16)

MCIが取得するのは最終的には議決権付きの株式(voting shares)だが、MCIは他の株主と同じ比率で投票することに合意したと報道されている。つまり、ある案件に関して賛成が75%、反対が25%であった場合、MCIは3対1の割合で自らの票を投じることとなり、事実上議決権を持たないのと同様である。



KDD RESEARCH

MCI、ニュース・コープに出資

20億ドルで株式の13.5%取得。折半出資で合弁会社も。MCIはインターネット上で提供するコンテンツを得る。

MCIとオーストラリアのニュース・コープ(注14)は5月10日、両社の資本提携を発表した。MCIが20億ドルでニュース・コープ株式の13.5%を取得するとともに、それぞれ2億ドルずつ出資して(注15)新たに合弁会社を設立する。両社はMCIのネットワークにより、ニュース・コープの持つ豊富なコンテンツを、当初はビジネス顧客に対して提供する予定である。今回の出資によりMCIは、マードック会長一族に次ぐ株主となり、ロバーツ会長がニュース・コープの取締役会に名を連ねる(注16)。

<出典>KDDワシントン事務所、Wall Street Journal(5.11/12)、New York Times(5.11)、他

COMMENT

長距離通信をほぼ独占していたAT&Tに果敢に競争を挑んだMCIとアグレッシブに自らのメディア王国の拡大を続けるニュース・コープ。両者の提携は、93年10月に合併が発表され、翌2月に中止されたベル・アトランティック/TCI級のインパクトを持つ。本提携によりMCIは、来たるべきマルチメディア時代に向けて電話会社が最も必要とするコンテンツを獲得した。BTの出資により潤沢な資金を得たMCIは、その資金を移動体通信やMCIメロを通じての地域市場への参入に充てることをかねてから明らかにしていた。しかしネクステルへの出資計画の中止、広帯域PCS免許への応札断念など、その移動体戦略は必ずしも成功していたとは言い難い。しかし今回ニュース・コープとの提携に成功、映画、TV、出版等数多くのメディアに渡る非常に豊富なコンテンツを得たことで、マルチメディアにおいて大きく挽回したと言えよう。MCIのプライス(Timothy Price)上級副社長は、「もはや我々は単

なる長距離電話会社ではない。」と誇らしげに述べている。

新設される合弁会社において、当初はニュース・コープ傘下のオンライン・サービス、デルファイ・インターネットをMCIのインターネットサービスと統合、インターネット上でサービスを提供する予定である。既にMCIは接続サービスの他、ネットワーク上の情報プロバイダーとしてオンライン・ショッピング・サービス"marketplace MCI"を提供している。しかしMCIは94年1月に地域電話市場への参入計画を発表した際、新たに構築するローカル・ループを、全米規模の情報スーパー・ハイウェイにアクセスするためのデジタル・ランプと位置づけ、マルチメディア提供に向けて地歩を築く意図を明らかにしている。従って将来的には、MCIが若しくはMCIが提携を模索し続けていると言われるCATVオペレータのシステムにより、家庭向けにもサービスを提供することになる。

一方ニュース・コープ側としても、93年に取得してから思うような成果を上げていなかったデルファイ・インターネットへのテコ入れをはかれるばかりではない。ニュース・コープは、上記の(注15)で述べた通り、マドック会長の支配権に何ら変更を加えることなくMCIから出資を得た。また新設する合弁会社にも現金で出資するのではなく、BSkyBやスターTV等の株式の拠出でまかなう見込みである。つまり、20億ドル^(注17)をまるまる手に入れ、資金の借り入れなしに次なる買収ターゲットに挑むことができる。早速本発表直後の5月12日、マドック会長がイタリアの前首相ベルルスコーニ氏の保有するメディア・コングロマリット、フィニンベストに出資を申し入れていることが明らかとなった。また同会長は、CNNなどのCATVネットワークを保有するターナー・ブロードキャスティングのターナー会長について、「そろそろ引退を考えているのでは」と意味深長な発言をしている。いずれにせよ、新たな資金源を得て、同会長が次のターゲットを虎視眈々と狙っているのは間違いない。またFCCは本発表前の5月4日、ニュース・コープの保有する米国のフォックスTVネットワークについて、通信法310条(b)項に定める外資規制のベンチマーク、外資比率25%を超えているため、その出資が公共の利益にかなっていないことを証明するか、もしくは25%のベンチマークに従うよう決定を下したばかりである。ニュース・コープがいずれの途を取るにせよ、MCIの出資を得てニュース・コープの米国資本比率を高めることは、FCCに対する格好のデモンストレーションとなる。

(園山佐和子)

(注17)

メリル・リンチのアナリストは、ニュース・コープの現在の株価から算定して、約27%割高であると述べている。

(注18)

ロジャーズは、カナダ全土を営業区域とする唯一のセルラー電話会社Rogers Cantel、CATVシステムを運用するRogers Cablesystemsを傘下に収めるなど広範な情報通信産業を手掛けている(下図参照)。またカナディアン・パシフィックは、交通、林業、エネルギー、不動産等の事業を手掛ける大手マネジメント会社である。ユニテルへの現在の出資比率は、CP48%、ロジャーズ29.5%、AT&T22.5%であるが、本年1月12日、ロジャーズに対し3月1日から4月28日までの間、CPの保有する株式を約2億カナダドル(約127億円)で取得するオプションを与えることで3社の合意がなされていた。

カナダ

ロジャーズ、ユニテルの支配権獲得を見送り

カナディアン・パシフィックからの株式取得オプションを行使せず、ロジャーズ会長以下3名の役員も撤退。ユニテルの今後に関してAT&Tを交えた3社の協議が続く。

ロジャーズ(Rogers Communications Inc.)は4月19日、カナディアン・パシフィック(以下CP)の保有するユニテル株取得のオプションを行使しないと発表した^(注18)。続く4月25日、今年1月ユニテルの会長に復帰したばかりのエドワード・ロジャーズ氏、及びロジャーズ出身の役員2名が辞任した。ロジャーズ氏の後任には、CPから上級副社長兼CFO



KDD RESEARCH



AMERICAS

のウィリアム・ファット(William Fatt)氏が就任する。ロジャーズとAT&Tは翌26日、ユニテルに対する4,500万カナダドル(以下加ドル、約28億円)の暫定融資を行うことを決定しており、新しい出資構成について6月末まで協議を続ける予定である。

<出典>Financial Post(4.20/21/22/26/27/29)他

COMMENT

かねてからロジャーズ氏はユニテルの支配権獲得に意欲的であると伝えられていたため、4月19日の発表は驚きをもって迎えられた。ロジャーズ氏は2億加ドルという金額が気に入らないため、わざとオプションの期限前にこのような発表をし、より有利な条件を引き出すとされているとの憶測がなされた程である。後にロジャーズ氏は、自身はオプション行使に積極的であったものの、ロジャーズ経営陣の反対に遭ったと述べている。ロジャーズとしては、そのメディア王国から長距離通信事業を失う可能性^(注19)と、今後本格的な競争に直面するロジャーズの中核、CATV事業の死守とを秤にかけた結果と言えよう。ユニテルへの出資を拡大することは、本年9月にもサービス開始が予定される衛星放送事業者、また近い将来放送事業への参入が見込まれるステートル系地域通信事業者との厳しい競争を目前にしたロジャーズにとって確かにリスクの大きな選択である^(注20)。しかしその一方、ロジャーズ氏は傘下のカナダ全土を営業区域とするセルラー電話会社、Rogers Cantelのネットワークにより長距離サービスの提供が可能であることを示唆し、ユニテルへの出資如何にかかわらず、長距離通信事業に対する意欲が衰えないことをアピールした。

なお、ユニテルでは新たな出資者を探しているが、その可能性は限りなくゼロに近いとの見方もある。ユニテルのスポークスマンは、CPは現在の48%より少ないものの、出資を続けるであろうとの見通しを明らかにしている。CPが新たな会長を派遣したこと、またロジャーズが暫定融資をコミットしたことから、2社ともユニテルからの完全撤退には至らず、AT&Tを加えた3社の間で何らかの出資構成の変更が行われる可能性が高いと思われる。

(園山佐和子)

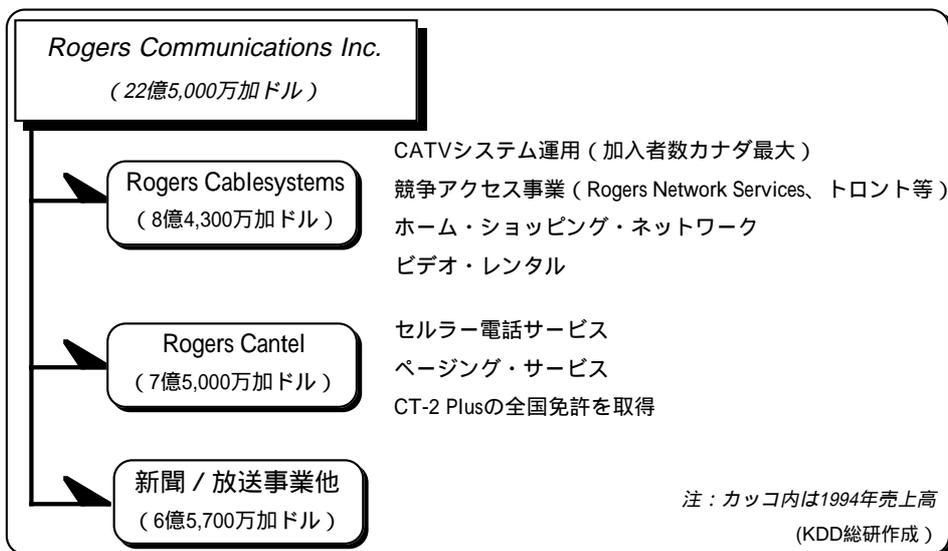
(注19)

ロジャーズは、ロジャーズがユニテルの支配権を獲得するか否かにカナダの長距離電話市場の競争の存続がかかっていると述べていた。

(注20)

ユニテルは既に95年第1四半期、売上を31%延ばしたにもかかわらず9,930万加ドル(約63億円)の損失を計上している。

ロジャーズ傘下の企業



注: カッコ内は1994年売上高
(KDD総研作成)



KDD RESEARCH

ASIA



韓国

DACOM、市外電話事業計画を発表

事業開始初年度である96年度の市場占有10%を目指し、設備の充実及びKTより10%の低料金などで差別化を計画。

DACOMは、96年1月から開始予定の市外電話サービスの事業計画を明らかにした。主な内容は次のとおり。

事業展望

事業開始初年度の売上目標は1,717億ウォン(約190億円)で、市場占有率を10%^(注1)とし、その後97年には17.5%、98年には21.0%、99年には22.0%と予測し、2000年には4,979億ウォン(約550億円)の売上を達成する計画。

施設・人材投資

- ・2000年までに総額9,479億ウォン(約1,047億円)を、市外電話網と基幹施設などに投資。
- ・市外電話事業を担当する人員を、95年の488人から96年には822人に、2000年には1,198人まで増員。

サービス計画

- ・利用者の利便性を追求するため、仮想私設網など新規サービスを導入。
- ・利用者の問い合わせ・苦情に迅速に対応するため、顧客の利用状況の履歴検索システムを導入した顧客対応専門センターを設置。

基幹伝送路の構築

- ・高品質の伝送路を確保するため、長距離光ファイバー網と市内伝送路の構築に注力。

<出典>電子新聞 4.18 池

COMMENT DACOMの事業計画を見ると、シェアの確保に向け設備面での充実に力を入れていることがわかる。既に総延長3,200kmの長距離光ファイバー網は97年完成目途に総額1,500億ウォン(約166億円)で構築に取り掛かっており、95年4月現在1,211kmを敷設している。また円滑な市内局との接続のため、市内網の構築も進める計画であり、95年度中にソウル地域で81kmの自社市内網を構築し、96年から2年間に5大都市(ソウル、釜山、大邱、大田、光州)に拡張する計画でもある。

同社はこのような市外電話事業への積極的な取り組みを表明したと並行して、「市外

(注1)

96年の市外電話全体の市場規模は、1兆8,500億ウォン(約2,044億円)と予測されている。



KDD RESEARCH



ASIA

(注2)
DACOMは、外国の例から見ると30%程度が適正であると主張しており、国際電話サービス開始当初からのKTとの接続料問題の改善を望んでいる。

電話競争体系確立の条件」という報告書を発表した。その中で、新規事業者の料金差別化、同等な市外電話識別番号の付与、加入者網との接続料の適正水準の維持^(注2)、加入者情報の実質的な共有、共同通話停止制度の導入などの条件確保の必要性を述べている。特に料金については、サービス開始初年度はKTより10%低い料金を予定している。また、3月にKTが明らかにした96年11月からの市外局番の広域化に対しても、市外電話の競争化と同年度に実施するのは、公正競争の阻害の意図があるなどと強く反発しており、公平な競争体制の基盤作りの必要性を主張している。 (高橋 正子)

中国

シンガポール・テレコム、ページング網構築で合弁へ

郵電部傘下のBAPT等と合弁会社「首星」を設立、当初北京、上海等主要45都市にページング網を建設、運用・管理を支援する。サービスはBAPTが提供。

シンガポール・テレコムは本年4月、中国企業などと合弁会社を設立し、全国ページング網を構築することで合意した。北京に設立される新合弁会社は、北京亞太首星通信技術有限公司(略称「首星」、Beijing Asia Pacific First Star Communications Technology Co. Ltd.)と称され、シンガポール・テレコム傘下のSTI(Singapore Telecom International)が35%出資するほか、北京亞太電訊科技及發展有限公司(BAPT)^(注3)が21%、ING北京投資有限公司(オランダの国際金融グループINGの傘下で香港上場)が18%、亞太(中国)電力会社が25%、北京金輝經濟發展公司(北京市政府傘下の投資会社)が1%それぞれ資本参加する。

首星は本年5月にページング網の建設を開始、当初北京、上海、天津の3直轄市を含む全国主要45都市にネットワークを構築する。これに伴うシンガポール・テレコムの初期投資額は、2,900万シンガポールドル(約17.5億円)の見込みである。首星は資金調達とネットワーク建設を行うほか、網運用・管理などをサポートする。首星の構築したページング網を利用したサービスの提供は、BAPTと同社傘下の各地の運用会社が行う予定で、初の全国ローミング・サービスの導入を目指す。

<出典>KDD香港(4.20/5.8) World Telecom Daily(4.19)他

首星の設立合意に当たってBAPTは声明を発表、外資の通信サービス事業への参入は従来どおり認めないことを確認している。しかし、郵電部の傘下企業が、聯合通信の常套手段ともなっている「外資のサポート」を通じた提携を行ったことは注目に値する。BAPTがページング網の建設当事者である首星に対してどのような形態で投資補償を行うのかまだ明らかにされていないが、聯合通信から強い競争圧力を受けている郵電部は、今後とも間接的な形で外国キャリアからの支援を仰ぐことになると予想される。(岡部 浩一)

シンガポール・テクノロジーズ、北京でCATV実験に参加

(注3)
BAPT(Beijing Asia Pacific Telecommunication Technology and Development Co. Ltd.)は郵電部傘下の企業で、シンガポール・テレコムによると、全国ページング免許を有する唯一の事業者である。



北京市科学技術委員会傘下の企業と共同で5,000世帯を対象にCATV網を構築、放送や通信サービスを試行提供する計画。外資規制はクリア可能か？

シンガポール・テクノロジーズ^{注4}は本年4月、北京でCATVのパイロット・プロジェクトに参加すると発表した。同社傘下のSTテレコム(ST Telecommunications Pte Ltd)は、北京市科学技術委員会傘下の北京順奇ネットワークと共同で、5,000世帯を対象に光/同軸ハイブリッド・ネットワークを構築、放送や通信サービスを試行提供する。STテレコムによると、本プロジェクトは北京のCATV事業者、北京有線電視台の支持も得ており、番組は同社から提供を受ける。STテレコムは北京においてフィジビリティが確認されれば、中国国内の他都市にも事業を拡張する計画である。

<出典>Business Times(4.29)他

中国の放送分野を監督する広播電視電影部は94年4月、外資によるCATV局の運用を禁止する方針を発表。さらに同年5月、同部のCao Yin氏が米国アトランタで講演した際、外資の少数出資も一切認めないとして、本方針を確認した。しかしその一方、同氏は「外資が光ファイバーや端局などのハードに關与するのはO.K.だが、CATVの番組にかかわるのは認められない」と述べ、中国政府の関心は主に情報のコントロールにあることを示唆した。

今回のプロジェクトについては、北京有線電視台が番組の供給を行うこととなり、中国政府の最大の懸念はクリアしている。したがって、STテレコムの役割が単なる機器供給に留まらない場合でも、広播電視電影部がこれを「外資によるサポート」と整理、外資規制に抵触しないと判断する可能性もあろう。先に発表されたシンガポール・テレコムのページング網構築事業などとともに、今回の提携は、今後外国資本が中国の情報通信サービスに進出する際の一つのパターンを示していると言えそうだ。

(岡部 浩一)

香港

ウォーフ、マルチメディア・サービス提供へ

本年5月から3万世帯に「ビデオ・オン・デマンド」の提供を開始、ホームショッピングなどの双方向サービスを順次導入する計画。香港テレコムとの激しい競争が予想される。

ウォーフ・ケーブル^{注5}は本年5月25日からマルチメディア・サービス「ITV500」の提供を開始すると発表した。その第一弾となる「スーパー・シネプレックス」は、15分間隔のニア・ビデオ・オン・デマンドのサービスであり、当初3万世帯を対象とするが、95年末までに40万世帯の加入者獲得を目指す。一番組当りの視聴料は約20HKドル(約220円)に設定される。ウォーフ・ケーブルはスーパー・シネプレックスを皮切りに、最大500チャンネルの容量を利用して、ホームバンキング、ホームショッピング、ギャンブル、ゲーム、カラオケなど多彩な双方向サービスを順次導入する計画である。

(注4)

シンガポール・テクノロジーズはシンガポール政府系のコングロメイトであり、軍需、造船、建設、電子機器製造などの事業に携わっている。同社は最近、情報通信ビジネスへの進出を加速している。

(注5)

ウォーフ・ケーブル(Wharf Cable Ltd.)は地元財閥ウォーフ・ホールディングズの100%子会社であり、93年6月、香港初のCATV免許を交付されるとともに、96年6月まで3年間の独占を保証された。同社は93年10月末にサービスを開始、マイクロ波と同軸ケーブルにより94年末現在で100万世帯をカバー、このうち加入者は約15万世帯と発表されている。



KDD RESEARCH



ASIA

<出典>KDD香港(5.3/4.21) Reuter News Service(4.24)他

COMMENT

ウォーフと香港テレコムのマルチメディアを巡る主導権争いが始まった。ウォーフが500の提供開始を発表したのと同じ日、香港テレコムは17の番組制作会社を含む内外39社とIMS(Interactive Multimedia Services:双方向マルチメディア・サービス)の開発について合意したと発表するなど、マルチメディアにかける強い意欲をアピールした。同社は既に本年3月からビデオ・オン・デマンド(VOD)を試行提供しているが、96年7月にIMSの商用サービス開始を予定、当初2年間で最大30万世帯の加入者獲得を目指している。一方、ウォーフ側は傘下のニューT&T香港が域内通信サービスへの新規参入を認められており、CATVと通信のジョイント・マーケティングなどを計画している。今後通信からマルチメディアまでの広い範囲を巡って、両陣営の競争が激化しそうだ。(岡部 浩一)

マレーシア

セルコムとサテリンドが国際通信サービスで提携

マレーシア、インドネシアの新規キャリアが提携。国際通信サービスの開発およびGSMサービスのローミング実施で存在感をアピール。

マレーシアのセルコム^(注6)とインドネシアのサテリンド^(注7)が本年5月初め、国際通信およびセルラーサービスの協力に関する覚書(MOU)を締結した。両社は今後、マレーシアでVSATサービスを開始するとともに、IDD、ITFC、専用線サービスの提供、GSMサービスのローミングの実施、人材育成の促進を図る予定。

<出典>KDDケアルンプール事務所/AWS(5.5)

COMMENT

セルコムはマレーシア最大のセルラー事業者、サテリンドもインドネシアにおいてGSMセルラー事業者として各国のセルラー市場で確固たる地位を得ているものの、国際通信サービスの提供においては歴史が浅い。マレーシアのテレコムマレーシア、インドネシアのインドサットを含むASEAN構成国の主要キャリアが多国籍企業向けの通信に関して一堂に集結した動きもあり、今回の提携は新規キャリアとして国際通信サービスで歩調を揃え、さらにGSMサービスのローミング推進により各国の市場で独自色を強める意味合いが感じられる。(加藤 潤一)

(注6)

セルコム(Cellular Communications Network Sdn Bhd)はTR(マレーシアの大手通信コングロマリット)傘下にあり、国際通信、アナログセルラー通信を事業領域としている。本年中にもGSM方式によるセルラーサービスの開始を予定している。

(注7)

サテリンド(PT Satelit Palapa Indonesia)は93年1月、ピマンタラグループ(インドネシアの大手コングロマリット)テルコム、インドサットの出資により設立され、国際通信、パラバCシリーズによる衛星通信、GSM方式によるセルラー通信の3分野が主要な事業領域である。本年4月、ドイツテレコムが移動体通信子会社のデモビルを通じて25%出資した。



KDD RESEARCH

シンガポール

マー通信大臣、さらなる規制緩和を表明

業務用無線とインターネット接続サービスの新規免許の交付などを発表。また、CATV事業者等による2002年以降の電話サービス提供を認める方針も確認。

マー(Mah Bow Tan)通信大臣は本年4月、シンガポール通信市場の規制緩和を以下のとおり、さらに推し進める考えであることを明らかにした。

- (1) 96年1月1日までに業務用無線事業者(public trunked network operator)の新規免許を1件交付する。現在、業務用無線サービスの提供はシンガポール・テレコムの子会社、ページリンクだけに認められているが、TAS(シンガポール通信庁)は同サービスに対する需要が増加していること等を考慮し、競争導入を決定したものである。
- (2) インターネット接続サービスの新規免許を最大2件交付する。現在一般向けの同サービスの提供は、シンガポール・テレコムだけに認められているが(サービス名: SingNet) TASは本年5月に新規免許の入札手続きを開始する予定だとした。
- (3) VAN事業者間の専用線による相互接続を解禁する。これまでVAN事業者は、契約者以外へのサービス提供を禁止されてきたが、今後は他の事業者のリソースにアクセスし、サービス内容を拡充することが可能となる。
- (4) シンガポール・テレコム以外の事業者が2002年4月以降、付帯的な(ancillary and incidental)サービスとして固定通信サービスを提供することを認める。これは昨年9月に発表された方針を再確認するものであり、マー大臣はTASは例えばCATV事業者に対し、コア・サービスでないことを条件に基本電話サービスの免許を交付することが可能であると述べた。

<出典>Telenews Asia(4.6) Reuter News Service(4.2)他

COMMENT

マー大臣は94年6月、通信市場の自由化を可能な限り"as fast as the market can bear"と促すと発表。(a)移動体データ通信へのST Mobile Dataの参入、(b)セルラー電話とページングの新規免許の入札手続き開始、(c)映像伝送の規制緩和、(d)自営VSATの設置解禁などにより、第一弾はほぼ終了したと言える。今回の発表はこれらに続く第二弾と位置づけられよう。(岡部 浩一)

新規移動体免許、落札グループ決定

セルラー電話免許はC&W / 香港テレコムに参加するグループ、ページング免許はこれに加えてハチソンとベルサウスがそれぞれ参加するグループが落札。

TAS(シンガポール電気通信庁)は5月8日、移動体通信サービスの新規免許の入札結果を発表した。セルラー電話免許はモバイルワンが、ページング免許はモバイルワン、イントラページ、STページングの3グループがそれぞれ落札した(表1、2参照)。セルラー電話免許には5グループ、ページング免許には8グループがそれぞれ応札を行っていた。





ASIA

(注8)
 毎年の支払い額は、年間売上250万
 Sドルまでの部分の6%、250万～
 500万Sドルの部分の9%、500万Sド
 ルを超える部分の12%である。た
 だし、当初3年間は50万Sドル、150万S
 ドル、250万Sドルがそれぞれ最低支
 払い額となる。

(注9)
 毎年の支払い額は、年間売上の3%
 である。ただし、当初3年間は5万Sド
 ル、10万Sドル、15万Sドルがそれぞ
 れ最低支払い額となる。

セルラー電話免許は97年4月1日から20年間有効であり、当初3年間は追加の新規免許は発行されない。モバイルワンはセルラー電話の免許料として65万シンガポールドル(以下Sドル、約3,900万円)の頭金と、毎年ごとの支払いを課される^(注8)。一方、ページング免許は同日から10年間有効であり、追加免許の発行は市場動向を勘案して検討される。落札者は免許料として25万Sドル(約1,500万円)の頭金と、毎年ごとの支払いを課される^(注9)。

<出典>Asian Wall Street Journal(5.9) Business Times(5.9)他

COMMENT

新規セルラー免許は、情報通信ビジネスへの進出を加速しているシンガポール・テクノロジー・グループを中心とするSTセルラーが落札するとの観測が流れていた。また、政府系企業ではないワイワイ・グループが率い、DD(第二電々)の参加するワイワイ・コンソーシアムも注目されていた。しかし、結果的に両コンソーシアムは、有力な政府系企業のケッペル・グループ、独占的な新聞発行会社のシンガポール・プレス・ホールディングズ、C&W / 香港テレコムで構成されるモバイルワンに屈することになった。

ところで、現在シンガポール・テレコムの独占下にあるシンガポールのセルラー電話市場には成長目覚ましいものがあり、今後数年間は年率30%程度で成長するとの予測もある。シンガポール・テレコムの94年度(94年4月～95年3月)のセルラー電話からの売上は5.5億Sドル(約330億円)程度と推計されており、30%の成長率を仮定すれば96年度には9.3億S

表1 セルラー電話の新規免許を落札した企業連合

コンソーシアム名	参加企業(出資率)	企業概要
MobileOne(Asia) Pte Ltd	Keppel Telecoms Pte Ltd (35%)	政府系企業のケッペル・グループ(造船、船舶修理、不動産開発、金融などに従事)傘下
	SPH Multimedia Pte Ltd (35%)	シンガポール・プレス・ホールディングズ(全英語紙、全中国紙等シンガポールの新聞発行をほぼ独占)傘下
	Great Eastern Telecommunications Ltd (30%)	C&W(51%)と香港テレコム(49%)の合弁会社

(KDD総研作成)

表2 ページングの新規免許を落札した企業連合

コンソーシアム名	参加企業(出資率)	企業概要
MobileOne(Asia) Pte Ltd	Keppel Telecoms Pte Ltd (35%)	表1参照
	SPH Multimedia Pte Ltd (35%)	同上
	Great Eastern Telecommunications Ltd (30%)	同上
IntraPage Pte Ltd	Intraco Ltd (30%)	政府系の貿易会社
	Teledata (S) Pte Ltd (30%)	Intraco(27.4%出資)の関連会社
	Hutchison Telecommunications Ltd (40%)	ハチソン・ワボア(香港の財閥)傘下の通信事業の持株会社
ST Paging Pte Ltd	Singapore Technologies Industrial Corp (60%)	政府系企業のシンガポール・テクノロジー・グループ(軍需、建設、電子機器製造などに従事)傘下
	Comfort Group Ltd (20%)	シンガポール最大のタクシー会社
	BellSouth Worldwide Holdings (20%)	米国RHC(ベル系地域持株会社)のベルサウス傘下

(KDD総研作成)



ル(約560億円)に達する。新規セルラー免許を取得すれば、この成長市場への参入を認められるとともに、少なくとも3年間の複占を約束されるのである。同免許の入札がシンガポール内外の注目を集めた理由は、まさにここにある。
(岡部 浩一)

インドネシア

拡大に向かうセルラー電話市場

94年末で約9.3万加入と、これまではゆっくりした成長に留まっていたが、加入料の70%引き下げ、GSMの導入などで今後普及に弾みがつくと見込まれる。

インドネシアのセルラー電話市場は、94年末で約9.3万加入(普及率0.05%)と、これまでは比較的ゆっくりしたペースの成長に留まっていたが、次の理由から今後普及に弾みがつくと見込まれている。

- (1)インドネシア政府が本年初頭、それまでセルラー電話端末に課されていた35%の奢侈税(luxury tax)を廃止するとともに、同サービスへの加入料を100万ルピア(約3.7万円)から30万ルピア(約1.1万円)へ70%引き下げたこと^(注10)。
- (2)サテリンドとテルコムセルの2社がGSMサービスを導入、カバー・エリアの急速な拡大が計画されるとともに、端末価格の低廉化、サービスの多様化が予想されること。以下、各セルラー電話事業者を概観する。

ラジャサ

インドネシア初のセルラー電話サービスは86年4月、ラジャサ(PT Rajasa Hazanah Perkasa)がエリクソンのNMT-450システムを導入、ジャカルタ・バンドン地区で開始した。同社は84年末、当時の観光郵電大臣、アフムド・タヒル氏一族が設立、93年にスハルト大統領ファミリー系の企業が経営権を取得した加入者数は93年末の約1.7万件から94年末で約2.2万件と、徐々に伸びている。

セントラリンド

セントラリンド(PT Centralindo Panca Sakti)は91年7月、モトローラのAMPSシステムを導入、スラバヤ・マラン地区でサービスを開始した。93年1月にはスマラン・ジョクジャカルタ地区にもカバー・エリアを拡大した。同社の株式の過半数はAndyal Yasa氏が所有、加入者は94年5月末で約7,400件であった。

エレクトリンド

エレクトリンド(PT Elektrindo Nusantara)は91年11月、モトローラのAMPSシステムを導入、ジャカルタ・バンドン地区でサービスを開始した。93年2月にはメダンとウジュンバンタンもカバー・エリアに収めた。同社の筆頭株主は大手コングロマリット、ピマンタラ・グループである(51%出資)。加入者数は94年末時点で約5万件と推計され、インドネシアのセルラー電話事業者中、最大である。

テレコミンド

テレコミンド(PT Telekomindo Prima Bhakti)はモトローラのAMPSシステムを導入、93年1月にデンパサールでサービスを開始、同年2月には提供区域をパレンバンと

(注10)

インドネシアでは観光郵電省が移動体電話サービスのタリフを決定、全ての事業者に統一的に適用している。



KDD RESEARCH



ASIA

バリクパパン - バンジャルマシン - サマリダ地区に拡大した。同社の株式はテルコム
の労働組合と年金基金などが保有、加入者数は94年5月末で約2,900件であった。

テルコムセル

テルコムセル(PT Telkomsel)はテルコムが51%、インドサットが49%出資する合併
会社であり、テルコムがパタム島とピンタン島で行っているGSMのパイロット・プロジェ
クトを継承した。同社は現在、外国キャリア数社と提携交渉を進めるとともに、商用サー
ビス開始に向けて、ジャカルタでシステム容量3万加入のGSMネットワークを構築中で
ある。サービス提供区域は今後、全国に拡張される計画である。

サテリンド

サテリンド(PT Satelit Palapa Indonesia)は94年11月、ジャカルタでGSMサービス
を開始、同年末の加入者数は約1.5万件であった。これは同社が当初目標にしていた3
万件の半分ではあるものの、本年中にバンドン、スラバヤへの提供区域の拡大を予定、
本年末までに6万加入の獲得を目指している。なお、本年4月、ドイツテレコムの移動体
通信子会社デテモビルがサテリンドへの出資を行い、同社の資本構成はビマグラハ・
テレコインド(ビマンタラ・グループの傘下)45%、デテモビル25%、テルコム22.5%、
インドサット7.5%となった。

<出典>Asia Pacific Telecoms Analyst(3.27) KDDシヤカワ事務所(4.20)

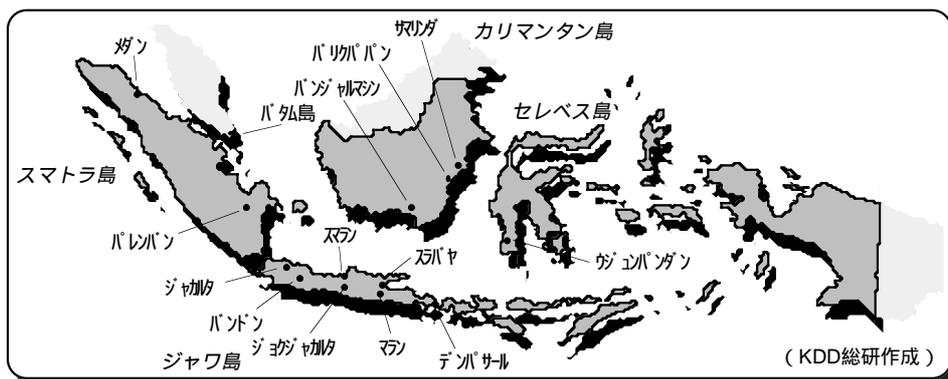
表3 インドネシアのセルラー電話事業者

事業者名	サービス開始時期	加入者(94年末)	方式	カバーエリア
ラジャサ (PT Rajasa Hazanah Perkasa)	1986年4月	22,291	NMT-450	ジャカルタ バンドン
セントラリンド (PT Centralindo Panca Sakti)	1991年7月	55,733	AMPS	スラバヤ マラン スマラン ジョクジャカルタ
エレクトリンド (PT Elektrindo Nusantara)	1991年11月		AMPS	ジャカルタ バンドン、 メダン、ウジュンパンダン
テレコインド (PT Telekomindo Prima Bhakti)	1993年1月		AMPS	デンパサール、バレンバン、 バリクパパン バンジャルマシン サマリダ
テルコムセル (PT Telkomsel)	1994年6月*		GSM	パタム島、ピンタン島、 ジャカルタ
サテリンド (PT Satelit Palapa Indonesia)	1994年11月	15,000	GSM	ジャカルタ (バンドン、スラバヤに拡張予定)
合計		93,024		

* パイロット・プロジェクトの開始時期。

(KDD総研作成)

図 インドネシアのセルラー電話サービス提供区域



(KDD総研作成)



MIDDLE EAST

COMMENT

アナログ・サービスを提供している4社のうち、エレクトロンドを除く3社は加入者が少なく、また、ネットワークの拡張計画も特に発表していないようだ。また、エレクトロンドはサテリンドと同じビマンタラ・グループの傘下におり、サテリンドがGSMネットワークの大規模な拡張を計画している以上、エレクトロンドが既存のAMPSサービスを拡張する意義は少ない。したがって、政府が3件目のGSM免許を早期に付与しない限り、インドネシアのセルラー電話市場はサテリンドとテルコムセルの複占に向かうと考えてよさそうである。因みに、同国の国際通信市場もインドサットとサテリンドの複占となっている。(岡部 浩一)

イスラエル

Bezeqの株式、C&Wが購入

7.01%の株式を約88億円で購入。イスラエルの通信発展性に着目か。

イスラエルの独占通信事業者であるBezeq(イスラエル電気通信公社)は、民営化計画の一環として、94年3月にテルアビブ株式市場で23%の政府保有株式の売却を行ったが、本年4月末C&Wがこの内の7.01%の株式を購入した。購入価格は約6,300万英ポンド(約87億8,220万円)である。

また、Bezeqは本年夏期に25%の政府保有株式の売却を予定しており、C&Wはさらに購入するものとみられている。

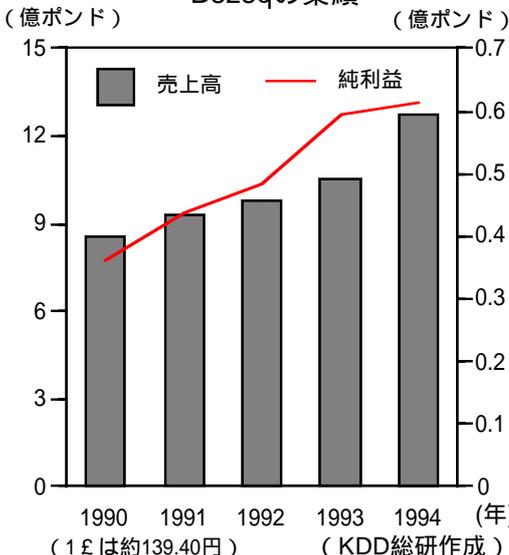
<出典>KDD UK(5.1)、Reuter Textline(5.2)他

COMMENT

C&Wのロード・ヤング会長はこの株式購入について、「中東の和平実現により、歴史的に国際貿易と通商の中心地域として繁栄した地域が再度注目されるようになり、同地域における今後の電気通信の需要は期待できる」と述べている(グラフ参照)。中東地域における電気通信の中心的地域としてのイスラエルの発展性に期待しているコメントと言えます^{注11)}。

またイスラエル政府は、セルラー電話分野に次いで国際通信分野に競争導入を予定しており、95年6月までに2つの免許を付与すべく入札を受け付けている。C&Wはこの入札にも関心を示しており、その他BT、MCI、スプリント、SBCコミュニケーションズなどの大手通信事業者も応札を検討している模様である。(高橋 正子)

Bezeqの業績



(注11) イスラエルは中東地域で最も整備された通信網を有し、全国をカバーする2.5Gbpsの光ファイバー網を構築、交換機についても98年までに全てデジタル化する計画である。国内電話回線は94年現在214万回線、100人当りの電話普及率は約40回線と高い。



KDD RESEARCH



EUROPE

欧州委員会

電気通信分野に対して競争法の適用除外を検討

1998年以降の法的枠組みとして、個別のネットワーク及びサービス事業者との関係に対するEU競争法の一括適用除外を検討中。

欧州委員会は、1998年からの電気通信完全自由化にあたって、電気通信分野にローマ条約第85条3項^{注1}を適用する特別規則の制定を検討していることを明らかにした。ローマ条約第85条3項は、競争障害行為の禁止を規定した同条1項の適用除外を認める条文であり、第IV総局(競争政策担当)ではネットワーク事業者とサービス事業者間の協定に対する一括適用除外(block exemption)を規定する本規則制定について、現在法的正当性の確認を行っている。

<出典>Financial Times(4.25)

COMMENT

欧州では現在、自動車及びビール業界においてローマ条約第85条3項の一括適用除外が認められている。自動車業界を例にとると、自動車メーカーによる販売ディーラーの数量・地理的拡張による排他的な販路の確立が認められているが、電気通信分野への同項適用にあたっては、ネットワーク事業者とサービスプロバイダーの排他的関係が認められるものと考えられる。即ち、第IV総局は、一定の条件下での第85条3項の適用は欧州に利益をもたらすと判断したわけだが、電気通信分野の主管である第XIII総局の方針は不明であり、欧州委員会内部でも一貫した方針が定まっていないのが現状といえる。

また、本件は、1998年以降のEU電気通信の法的枠組み確立の動きの中で、事業者間の相互接続に関する汎欧州共通ルールの策定に関わるものである。既に閣僚理事会は、本年末までに相互接続ONP指令を起草するよう欧州委員会に求めているが、通常の立法過程に要する期間が長く、指令発効の時点では時代に合わないおそれもあり、欧州レベルでの早急の行動が求められている。その意味で、今回の一括適用除外の提案は、将来的な規制環境の整備に向けて、関係各界による喧々囂々の論争を巻き起こし、欧州委員会全体としての対応を迅速化させる一役を担うことになるであろう。

(青沼 真美)

(注1)

第85条3項に基づいた適用除外は、一定の限定的条件の下で欧州委員会によって個別の協定ごとに、又は一定類型の協定に一括して付与される。適用除外は一定の期間に限って与えられるものであり、それに条件や義務を付けることもできる。なお、類型別協定の一括適用除外は、閣僚理事会がEU法のなかの規則(regulation)又は指令(directive)の形式において与える場合に限られる。

ローマ条約第85条については次頁を参照のこと。



KDD RESEARCH

ローマ条約第85条:競争阻害行為の禁止

1項:加盟国間の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、共同市場内の競争の妨害、制限または歪曲を目的とするか又は結果として起こす企業間のすべての協定、企業団体が行うすべての決定及びすべての共同行為、特に次のものを含むこれらの協定、決定及び共同行為は、共同市場と両立せず、かつ、禁止される。

- a 購入価格、販売価格その他の取引引き条件の直接又は間接の協定
- b 生産、販路、技術開発または投資の制限または統制
- c 市場又は供給源の配分
- d 取引相手方に対し、同等の給付に関して異なる条件を適用し、その結果競争相手方に不利益となるもの
- e その給付の性質上又は商慣習から契約の対象と関連をもたない追加の給付を行うことを相手方が受諾することを契約締結の条件とするもの

2項:この条の規定に基づき禁止される協定又は決定は、当然無効とする。

3項:もともと、第1項の規定は、次のいずれかの場合に適用することができない旨を宣言することができる。

- 企業間の協定またはこれと同種のもの
- 企業団体が行う決定またはこれと同種のもの及び
- 共同行為またはこれと同種のもの

であって、製品の生産もしくは分配の改善または技術的もしくは経済的進歩の促進に寄与するとともに、その結果生ずる利益に利用者が構成に均てんすることを確保するもの。

ただし次のものを除く

- a 前期の目的を達成するために不可欠でない制限を関係企業に課するもの
- b これらの企業に対し、当該製品の主要な部分について競争を排除する可能性をあたえるもの

英国

電波庁、将来的な周波数政策を発表

欧州・世界レベルにおける周波数割当の調和化を促進する一方、国益優先の姿勢も打ち出す。無線ローカルループに新たに周波数を割り当てる。

電波庁^(注2)は、英国における将来的な周波数政策に関する政策文書「無線周波数の利用についての戦略」を発表した。本書は、今後15年間の無線通信の潮流についての見解、政策目的、各サービスごとの周波数政策の3部構成となっている。今後の潮流に関して電波庁は、実近に経済・戦略的なインパクトをもたらすサービスとして、放送、固定無線、衛星通信及び移動体通信の4サービスを位置づけており、具体的には、放送分野におけるデジタル技術の導入や移動体通信サービス用の周波数割当が計画されている。また、主要な政策目的としては以下の5点が掲げられている。

周波数へのアクセス

再割当を含む周波数の有効活用を図るとともに、競争導入を通じて最も効率的な最適周波数の利用を保障、周波数アクセスの確立を目指す。

周波数割当の地域・世界レベルでの調整促進

欧州共通周波数割当を2008年を目途に達成するほか、ETSI標準開発の支援、ERC決定の準拠やITUフォーラムへの積極的な参加など、地域・世界レベルでの調和化に関与

(注2)
電波庁(Radiocommunications Agency)は貿易産業省(DTI)の外局である。





EUROPE

する。しかしながら、調和化が必ずしも最優先というわけではなく、必要に応じて英国の利益を優先する姿勢を打ち出している。

周波数管理条件の遵守

公共資源である周波数の有効かつ適正な活用を実現するために、周波数利用・管理条件の遵守を徹底させる。

スタッフ及びサポートシステムの向上

周波数利用に関する情報伝達及び意思決定

周波数情報に関するデータベースを1999年までに開発するほか、周波数利用・政策に関する定期的な情報公開を行う。

なお、本書では、ワイアレスローカルループサービスに新たに周波数を割当てる計画が発表されており、詳細は近日中に公表される。

<出典>KDD UK

COMMENT

電波庁は、無線周波数の利用及び無線サービスの経済的・戦略的インパクトの重要性に鑑みて、今後は英国の周波数政策及び進捗状況を毎年発表する計画であり、本書はその基礎となるものである。

一連の電気通信政策と並行して、周波数政策においても自由化と競争導入が謳われており、技術革新の必要性も指摘されている。また、無線周波数の活用は英国産業界の競争力強化に重要な役割を果たすものであり、英国における情報スーパーハイウェイの実現の一端を成すものとして、無線通信サービスの重要性が改めて強調されている。

本書は、CEPT内のERO(European Radiocommunications Office)の決定や、欧州委員会が94年春に発表したパーソナル通信に関するグリーンペーパー、91年に英国政府が発表した白書「競争と選択」などの方針に則したものであり、地域(欧州)レベルでの周波数政策と方向性を同じくするものと言える。特に、有限の公共資源である周波数割当てに関しては、その性質上、欧州のみならず世界レベルでの調和化促進を政策目的としても掲げている。しかしながら、電波庁はこれを無条件に支持しているわけではなく、英国の利益が損なわれる場合には調和化は必ずしも望ましい或いは必要なわけではない、として国益保護の姿勢を明確に打ち出している点は興味深い。なお、電波庁は本書に対するコメントを9月末日まで受け付けている。

(青沼 真美)

ウェストミンスターケーブル、VODの試行サービスを提供

BTは子会社を通じてロンドン市内初のVODサービスを試行。規制緩和に向けてのデモンストレーションとなるのか?

BTの100%子会社であるウェストミンスターケーブル(注3)は、VODサービスの試行提供を行うと発表した。本サービスは、1995年11月から1996年3月までの間、ロンドン市内Borough地区の100世帯を対象に提供され、その後は対象を1,000世帯に拡張して継続される。同社は、定期的に入れ替えを行いながら200作品程度の映画を常備、番組1本につき1~5ポンド(約136~680円)で提供する予定である。

(注3) BTが間接的に運営する唯一のCATV会社で、1995年1月現在の加入数は12万。



KDD RESEARCH

また、メディアサーバーシステムは、DECのMediaplexが使用される。同システムは、現在ウェストミンスターケーブルが使用している加入者請求情報システムと相互運用性があり、加入者は専用のチャンネルセレクターによってサービスを利用することができる。

<出典>Sunday Times(4.30)他

COMMENT

政府は、英国における高度情報インフラ整備を、CATV事業者が提供するマルチメディアサービスとBTが提供するマルチメディアサービスの二本柱で進めていく意向である。しかしながら、現行の規制環境ではBTが既存の電話網を利用して、一般住宅向けにエンターテインメントサービスを伝送することは認められていない。従って、BTは、本格的な放送サービスの提供に不可欠で、総工費150億ポンド(約2兆円)と見積られる加入者回線の光ファイバー化に対しても、規制緩和が前提であるとして、これに消極的な姿勢を見せてきた。このため、BTのマルチメディアサービスに対する関与も、既存の電話網経由で映像サービスを伝送できるADSL技術に重点を置いたものとなっており、本年からはイプスウィッチ・コルチェスター地区の2,500世帯を対象に、ADSL方式によるVOD試行プロジェクトが開始される。

しかしながら、最近ではBT内部でも技術面・コスト面からADSL技術によるVODサービスの全国展開を疑問視し、将来的な光ファイバー化の優位性を強調する声が強くなっている。その意味でも、本プロジェクトがBT本体の将来的な完全ファイバー化を加速させる契機となる可能性は高く、その成否が大いに注目される。

また、現在BTに課されている放送サービス提供に関する規制は、2001年まで適用されるが、必要が認められれば、1998年にオフトел長官の助言に従って見直しが行われることになっている。ウエストミンスターケーブルのフランチャイズエリアには、バッキンガム宮殿やダウンিং街、国会議事堂、オフトелなどが含まれており、本プロジェクトは技術実験であると同時に、BTに対する放送サービス提供解禁の早期実現に向けて、政治的なデモンストレーションにもなるであろう。

また、ウエストミンスターケーブルでは、同社のネットワークは他のCATV事業者とは異なり、スター状に構築されているため、個々のユーザーの嗜好・利用状況やニーズを正確に把握できるとして、戦略的なマーケティング活動に向けての対応を進めていく意向である。

(青沼 真美)

ドイツ

RWE、CGEと通信分野で提携へ

CGEからGSMプロバイダの株式を取得、傘下のTalklineとの合併でドイツ第2のプロバイダに。自営網の相互接続やDECT等への共同進出も。

ドイツの電力会社RWEとフランスのCGE^(注4)は、戦略的提携を行うことを発表した。将来はそれぞれの国の市場でドイツテレコム、フランステレコムに次ぐ第2位の通信事業者を目指す。

(注4)

フランスの水道会社であり、移動体通信事業者SFRの親会社Cofiracに出資している他、30地域以上でCATV網を運営している。



KDD RESEARCH



EUROPE

(注5)

DekraphoneはDekratelとUnicomの合併によって94年6月に発足した、加入者数第3位のGSMプロバイダ。発足直後にフォード系列のプロバイダMobiTel 2000を取得している。従来はCofiraが42%、Dekraが28%、RWEの子会社Rheinelektraが30%を保有していたが、RWEはこれら3社から全株式を取得した。取得金額等は不明。

(注6)

オリベッティやDassaultが出資している他、地元企業からも20%の出資を受ける意向。

(注7)

1991年にETSIが暫定ETS (European Telecommunications Standards)として承認した、デジタルコードレス規格。なお、汎欧州規格となっているデジタルコードレス規格はDECT (Digital European Cordless Telecommunications)である。



KDD RESEARCH

提携の第一ステップとして、RWEはCGEの子会社Cofiraから株式を買収しGSMプロバイダDekraphoneを完全取得した^(注5)。RWEは、同じくGSMプロバイダである子会社Talkline(94年10月に取得)とDekraphoneを合併させる。合併による新会社は、加入者数27万、ドイツGSM市場のシェア15%を占め、Debitelに次ぎ規模第2位のGSMプロバイダとなる。

これ以外の具体的提携計画の詳細は明らかでないが、自営ネットワークの相互接続や、DECTネットワークの構築を行う見込み。

<出典>KDDリサーチ事務所、Financial Times(5.12/16)他

COMMENT

既に自営ネットワーク4,500kmを保有するRWEは、地方電力事業者とのコンソーシアムを形成して将来の第2事業者を目指した国内ネットワークの整備を進めている。ドイツではVIAGがBTと、またVEBAがC&Wと提携を行うなど海外事業者との結び付きを強めることで98年以降の第2事業者を目指す動きが活発であるが、今回の提携発表はこれらに続くものである。先行事業者に対抗してドイツ市場でのプレゼンスを高め、将来フルメニューでサービスを提供するための足場を固めるためには、今回のDekraphone取得は願ってもないものである。

CGEも、4月にユニワールドと合併会社IRISの設立を発表するなど、通信事業を事業の中核に据える方向性を打ち出している。今回のDekraphone株式売却は、通信事業の縮小と言うよりは、提携をきっかけとして業務の整理を行ったと考える方が妥当であろう。ドイツGSM市場は競争が激化し、小規模のプロバイダは利益を得ることが困難な状況となっており加入者数拡大のために合併は最も手っ取り早い手段となっている。また、ドイツでの事業は現地パートナーRWEに任せようが得策との判断も働いたであろう。

なおRWEについては、AT&Tとの提携交渉がかねてより伝えられているが、未だ発表には至っていない。これは、提携に際しての条件の調整が難航しているためであると考えられている。今回RWEがワールドソース連合の一員であるCGEとの結び付きを深めたことは、AT&Tとの最終合意に向けての追い風となる。今後の新サービス立ち上げにおいて、RWE・CGE両社とも電気通信分野でのノウハウの蓄積が少ないことを指摘する声もあり、AT&Tとの提携は他の事業者に伍していくために不可欠と考えられている。(細谷 毅)

フランス

Prologos、CT-2免許を取得

先行するFTのBi-Bopとは営業区域が重ならないようにすることで棲み分けを行う。一方Bi-Bopの加入者は伸び悩んでおり、新料金導入で挺入れを狙う。

Prologos^(注6)はDGPT(郵電総局)からCT-2^(注7)免許を取得した。サービス開始は95年10月の予定となっている。免許はフランス南西部のアキテーヌ地方が対象で、ポルドーを皮切りに、ラロシェル、バイヨンネ、アルカション、ポーなどの各都市に順次サービスエリア

を拡大していく。提供料金は未定であるが、加入電話とフランステレコム(FT)のCT-2サービスBi-Bopの間の水準とする見込み。

FTはBi-Bopをパリ、ストラスブール、リールで提供しているが、加入者数は昨年末以来80,000程度で伸びが止っており、当初見込んだ15万を大幅に下回っている。このため、94年末までに人口5万人以上の全ての都市に基地局を設置する計画にも大幅な遅れが生じている。FTは5月から、従来の料金体系に加えて低額利用者のための新料金体系Bi-Bop Malinの提供を開始し、利用者のつなぎ止めと新規加入の促進に努めている(表1参照)。

<出典>KDDパリ事務所、FMQ 5.18 他

表1 フランステレコム Bi-Bop料金表 (1フラン=17円)

	現行料金(高額利用者向け)	Bi-Bop Malin(低額利用者向け)
加入料金	150フラン	225フラン
月額基本料金	54.5フラン	0フラン
通信料	0.83フラン/コール+通常通話料金	1.8フラン/コール+通常通話料金

Bi-Bop Malinを利用した場合、月額35フランで端末を借りることも可能 (料金は全て税込み)

COMMENT

従来のアナログ、GSMに加え、ブイグテレコムのDCS-1800(本年後半に提供開始予定)CGEのDECT(パリで試行サービス提供中)と、フランスの移動体通信には多くの事業者が異なった規格で参入を続けている。CT-2サービスの事業者はこうした状況下、サービスエリアを都市部に限定し、ニッチに活路を見いだす戦略をとっている。Prologosはさらに、Bi-Bopと競合する都市には進出を避けて棲み分けを行うなど、自らをBi-Bopの補完的ネットワークとして位置付ける姿勢を明確にしている。

CT-2は現在のところフランスの移動体通信では最も安い料金体系であり、サービスエリアの狭さにもかかわらず顧客満足度調査の結果は良好となっている。Prologosの事業の成功は、他規格が安価な料金で参入した場合でも耐えうる料金面以外での差別化と、小都市という限られたサービスエリアの中で十分に収益をあげられる仕組み作りにかかっていると見えるだろう。

(細谷 毅)

オランダ

フィリップスとUSウェスト、アムステルダム市のCATVを買収

JV A2000 を設立し、約48万加入者を獲得。今後追加投資を行い、電話を含むマルチメディアサービスを提供へ。

フィリップスとUSウェストインターナショナル^(注8)は、アムステルダム市および近隣自治体が所有するCATVネットワークを7億ギルダー(378億円)で買収する。6月までに手続きを完了する見込み。約480,000の加入者は、両社で設立するJVのA2000が引き継ぐ。な

(注8)

92年7月、USウェストがTCIと共同で設立した。両社の米英以外での全CATV/電話事業を統括する。



KDD RESEARCH



EUROPE

お、買収にあたってこれらの自治体は、現在加入者が支払っている基本料金を据え置き、将来の値上げも物価上昇率を越えないことをA2000に課している。

A2000は今後10年間に3億ギルダ(162億円)を投資してネットワークの整備を行う。将来は、電話やVOD、ホームショッピングなどの双方向サービスを提供する。

A2000は、オランダ政府に通信サービスの免許を申請する一方、欧州委員会にアムステルダム市を規制のない "free zone" とすることを要求し、EUレベルでの98年の自由化より早い197年中に設備ベースで電話サービス提供を可能とするよう働きかける。

なお、今回のCATV網売却に際してはCasema^(注9)との競合となったが、同社とオランダPTTの繋がりの強さが今後の競争を阻害する可能性があるとして、今回の決定となった模様。

<出典>Financial Times(5.13)他

(注9)

オランダのCATV事業者で、120万加入者を獲得している。オランダPTTテレコムの持ち株会社KPNが株式の76%を所有しているが、Casemaは第2通信事業者「テレコム2」設立において中心的役割を果たすことから、競合するKPNは競争促進のため株式売却の意向を示している。

COMMENT

英国のTeleWestをはじめ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、ハンガリーなど欧州各国でCATV会社への出資を行っているUSウェストは、今回の買収でオランダにも橋頭堡を築き、98年のEUレベルでのインフラ自由化、さらには将来の欧米間通信の提供に向け順調に布石を打ったと考えられる。同社の他国での事業経験に加え、今回パートナーとして現地企業であるフィリップスを選択したことで、今後各種サービスのスムーズな提供開始が期待される。実際、A2000は半年ないしは9ヶ月もあれば技術的には電話サービスの提供開始は可能であるとしている。

またフィリップスは、業績不振から大幅な人員削減を行い、不採算部門からの撤退を行う一方で、ソフト部門重視の方針を打ち出し^(注10)、ウィーンで375,000加入者を有するCATVを経営するなど、欧州最大のCATV事業者の一つとなっている。

CATV分野で十分な経験を積んだ両社による今回の買収は、おおいに将来性を期待できるものであることは間違いないだろう。

(細谷 毅)

(注10)

89年から93年までに、全世界で66,300人(21.8%に相当)の人員削減を進めた。また同社では将来的にはソフト部門からの売上を20%とすることを目標としている。

(注11)

両社は海外キャリアなど他企業との戦略的提携を模索しており、インフォストラダへの出資を呼びかけている。



KDD RESEARCH

イタリア

オリベッティ、サービス市場に本格進出

ベル・アトランティックとの合併会社を通じて、企業内通信サービスを提供。電気通信サービス市場へ本格参入の構え。

オリベッティはベル・アトランティックと合併会社「インフォストラダ」を設立、企業内通信サービスの提供を目指す。インフォストラダの資本金は500億リラ(約25億7,000万円)で、出資比率はオリベッティが67%、ベル・アトランティックが33%となっている^(注11)。両社は1997年までに企業内通信サービス市場シェアの10%獲得を目標に掲げている。

<出典>Financial Times(4.7)他

COMMENT

オリベッティはここ数年来、コンピュータ等エレクトロニクス分野から情報通信分野へと事業の比重を高めてきた。インフォストラダの設立は、第二GSM事業者オムニテル・プロントイタリアへの出資(1994年3月)^{注12)}、マルチメディアサービスの提供を目的としたオリベッティテレメディア設立(1994年9月)に続くものであり、電気通信市場への本格参入を図っている。

また、ベル・アランティックは、イタリアを「戦略的に重要な市場」と位置づけている。1992年には、欧州戦略の新局面を開くものとして欧州統括本部をブリュッセルからローマに移転、「地元」に根ざした営業活動を展開することで潜在需要が高いイタリア市場での基盤確立を目指してきた。この一環として、ベル・アランティックは1992年にSTETとソフトウェア関連のJVを設立しているほか、マルチメディア分野での提携も発表、合併会社Streamの設立を通じてSTET・テレコムイタリアグループとの関係を強化している。今回のオリベッティとの提携に関してベル・アランティックは、STETとの関係に摩擦をもたらすものではない、と発表していた。しかしながら、年間4兆リズ(約2,056億円)とも言われるイタリア企業通信市場のシェア10%獲得を目指していることや、成長著しいGSM市場においてもSTET・テレコムイタリアと直接対決することなどを勘案し、5月中旬にはStreamからの撤退を発表、最終的にオリベッティを提携相手として選択するに至っている。

(青沼 真美)

(注12)

オリベッティ、ベル・アランティックは第二GSM事業者オムニテル・プロントイタリアにそれぞれ35.7%、11.6%を出資している。

テレコムイタリア、1994年の業績発表

初の業績は増収増益。好業績は持株会社STETの株式放出のプラス要因に。

テレコムイタリアが1994年の業績発表を行った。それによると、総売上は29兆1,000億リズ(約1兆5,000億円)、税引き前利益は3兆920億リズ(約1,670億円)、純益は1兆4,500億リズ(約745億円)であった。なお、テレコムイタリアは1994年8月にSTET傘下5社(SIP、IRITEL、Italcable、Telespazio、Sirm)の統合により誕生しているが、上記5社の1993年の合計と比較すると、総売上は8.6%増、純益は41.5%増であった。

また、同社は、本年7月に移動体通信部門をテレコムイタリアモバイル(TIM)として分離することを発表した。TIMは7月中旬に株式上場を予定しているが、STETの持ち株比率が61.81%となり、残りの40%弱が売却される。

<出典>Financial Times(4.26)、Agence France Press(4.22)

COMMENT

増益は、主に移動体通信加入者の急成長に起因するものとされているが、この移動体通信市場の潜在性こそ、将来的な規制枠組みの確立とともにイタリア電気通信市場への関心を高める要因となっている。イタリアでは第二GSM事業者プロントイタリア・オムニテルのライセンス料の支払いなどを巡り、GSM全体の立ち上がりが遅れているが、テレコムイタリアも本年から本格的なサービス提供を開始、移動体通信市場の一層の成長が必至となっている。従って、今回の発表によって、政府が本年秋に予定しているSTET(テレコムイタリアの持



KDD RESEARCH



EUROPE

ち株会社 株式売却に対する投資家の関心がさらに高まることは必至と見られる。なお、STETは3カ年計画(1995-1997)において、負債額の逓減、戦略的分野での海外パートナーとの提携関係樹立、海外進出の強化の3点を基本方針として掲げており、特に海外進出に関しては、傘下のSTETインターナショナルの増資を通じて、海外投資の強化を図っている。(青沼 真美)



デンマーク

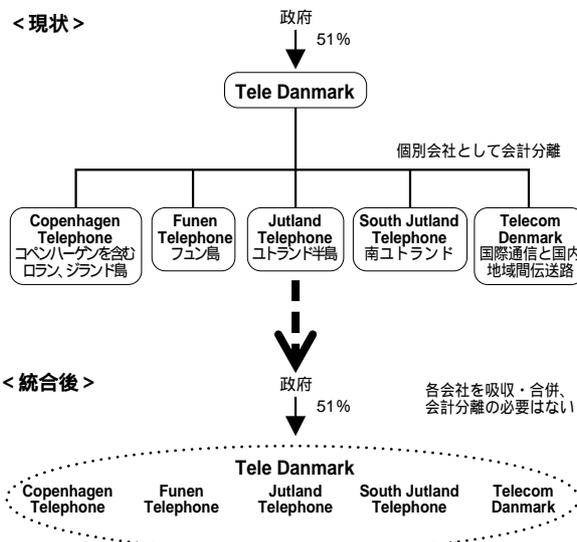
7月から市内網に競争導入

1998年に先立って、各行政区域内における設備ベースの自由化を実施。

デンマーク政府と議会は4月6日、電気通信改革法案に関して合意、これを受けて本年7月1日から新法が発効する。

最大の変更点は、電気通信自由化の第1フェーズとして、1995年7月から各行政区域内における設備ベースの自由化が実現することである(注13)。即ち、新規事業者は、各区域内であれば基本音声を含む全ての通信サービスを提供できる。しかしながら、新規事業者間の相互接続に関しては、1998年まではテレコムデンマークから調達する専用線又は衛星回線を通じてのみ可能となる(注14)。電力会社や鉄道会社などが有するネットワーク(代替インフラ)の自由化については、第2フェーズである1998年1月から実施される(注15)。

また、新法もテレコムデンマークに対する政府のコンセッションを残すものとなっているが、コンセッション料に関しては漸次引き下げを行い、1997年末までにはこれを廃止する。なお、テレコムデンマークを持ち株会社として、傘下にあった4つの地域会社と国際・長距離通信部門であるテレコムデンマークは、テレコムデンマークとしての統合が可能となり、別会社としての会計分離の必要はなくなる。



(注13)

自社網を利用した番組配信も区域内において自由化されることになる。一方、現在テレデンマークが禁じられている番組制作については、電気通信設備の完全自由化に伴って解禁されることになる。

(注14)

ただし、EU電気通信政策に合わせて1998年1月1日から実施される設備ベースの完全自由化が前倒して実施された場合は、即時に可能になる。また、当面はテレコムデンマークによる国内長距離網の独占が認められることから、同社は高速回線使用料引き下げの要請を政府から受けている。

(注15)

勿論、代替インフラや移動体通信に関するインフラの自由化がEUベースで前倒しされた場合には、デンマークもそれに追随することになる。また、CATVネットワークに関してはEUレベルでの自由化が1996年に実施される方向にある。



KDD RESEARCH

<出典>Fintech(4.12)他

COMMENT

ボトルネックとされる市内電話網の独占撤廃を定めた新法成立に対して、テレデンマークもこれを歓迎する旨のコメントを発表している。即ち、これまで同社に与えられたコンセッションは継続されていること、公共事業者が保有する代替インフラの開放は含まれておらず、長距離通信には同社からネットワークを調達する必要があること、本法案が95年7月に発効しても1998年までにはいずれにしろ2年半を残すのみであること、などを背景に、これを好意的に受けとめているといえよう。

一方、テリア、フランステレコム、GN Great Nordicなどが市内部分への参入の意向を明らかにしている。特にテリアは、テレノルディアによるBT・テレデンマーク・テレノール連合のスウェーデン進出に直接対決するものとして(本号別記事参照)積極的なデンマーク進出を行う構えである。テリアは新法施行直後の7月から、デンマークの主要20都市のネットワーク構築に着手するほか、すでに米国のCOXからCATV会社Stofaの出資分を買い受けており、市場参入準備を着々と進めている。また、ユニソース加盟国以外への本格的な市場参入としてユニソースの戦略との係わりからも、その動向が注目される。(青沼 真美)

スウェーデン

BT、スウェーデンに本格進出

テレデンマーク・テレノールと合併会社を設立、欧州随一の自由市場スウェーデンではコンサートvsユニソースの直接対決に。

BT、テレデンマーク及びテレノールの3社は、均等出資の合併会社「テレノルディア」をスウェーデンに設立すると発表した。これに伴ってスウェーデンにおける3社の活動はテレノルディアに吸収される。

テレノルディアは当面、200億クローネと推定されるスウェーデン企業内通信市場へ参入、市場トラフィックの50%を占めるストックホルム、マルモ及びヨーテボリを中心にサービス提供を行い、今世紀末までにシェア10%獲得を目指す。特にコンサートを通じた多国籍企業向けのサービスに重点が置かれるが、将来的には国内企業や一般ユーザーを対象にしたデータ通信や音声サービスも提供、スウェーデンの国際通信トラフィックのほぼ半分を占める北欧諸国間通信のシェア獲得を図る。また、テレノルディアは、取り敢えずはテリアやテレ2、国営鉄道Banverketなどから回線を調達してサービスを提供する。

<出典>Financial Times(5.5) KDDベルギー他

COMMENT

欧州諸国では、規制緩和に並行して各国市場への相互参入が激しくなっているが、英国と並び自由化が最も進むスウェーデンにおいては、BTとテリアによる全面戦争の火ぶたが切って落とされた。





EUROPE

BTは今年に入ってドイツ、イタリアと積極的な大陸進出を進めているが、スウェーデンへの進出は、昨秋の北欧3キャリアとの提携時に明らかにされていたように、テレデンマーク及びテレノールとの共同事業となった。一方、迎え撃つテリアは、デンマーク及びノルウェー市場へはスウェーデンへの参入と同等の条件でのアクセスが認められていないとして、テレノルディア参入にあたってのセーフガード確立を欧州委員会に求めている。しかしながら、欧州委員会は、スウェーデンは欧州域内でもっとも自由化が進んでいるのにも係わらず、電話市場シェアの90%、データ通信の約70%をテリアが占めている現状から、新規参入事業者によるシェア獲得が容易ではないと判断、テレノルディアが公正競争を阻害することはないとして最終的にこれを承認している。

(青沼 真美)

DECTサービスを開始

汎欧州次世代コードレスの普及に向けて、一般ユーザー向けサービスを開始、将来的にはGSMとのデュアルモードサービスを目指す。

テリアは、一般ユーザー向けDECTサービスの試行提供を5月8日に開始した。試行期間は1年間で、スウェーデン南部のルンド市内に80基地局を設置、当初は170ユーザーが対象となるが、最終的には600ユーザーに拡張される。また、6カ月経過後の結果如何で他都市へも拡張される予定である。

また、テリアは本年末にもGSM / DECTのハイブリッドサービス^(注16)を試行提供すると発表した。1996年第一四半期には、エリクソンが自社製GSM端末GH337をモデルにしたデュアルモード端末5,000台を納入、当面企業ユーザーをターゲットにした商用サービスが提供される。

<出典>FMQ(5.4) 池

COMMENT

欧州における次世代デジタルコードレス電話DECTは、1991年6月に採択された「域内におけるデジタルコードレス電話の調和化された導入に関する勧告」において、1992年末までにこれを導入するよう規定されていた。標準化の遅れなどから、初のDECT規格システムが市場に現れたのは1993年秋になってからであったが、その後、コードレスPBXや無線LAN等DECTによる社内通信を利用している企業ユーザーは着実に増加している。一方、フランスやノルウェー、ハンガリー等のように、新規事業者が無線ローカルループとしてDECTを採用するケースも増えている。テリアの場合は、今回試行するDECTを、固定網の補完サービスともなる次世代家庭用コードレスと位置づけており、通話料金も比較的安く設定されている。スウェーデンでは、設備ベースの完全自由化が実現されており、BTのように一般ユーザー向けの電話サービス提供を計画している新規事業者もある。従って、テリアとしては、従来と同程度の料金にモビリティと言う付加価値をつけることで、低料金を武器に加入者獲得を図る新規事業者に対抗していく意向と考えられる。

(青沼 真美)

(注16)

GSM / DECTの相互運用については、ETSIが技術標準を作成している。両サービスのカバーエリア内にある場合には、DECTネットワークに優先的に接続される。



KDD RESEARCH



表2 テリアのDECTサービス料金

(1Skr = 約12.1円)

	DECT (固定網との併用)	DECT (DECTのみ)	PHS (日本)
加入一時金	250Skr	1,600Skr	7,200円
月額基本料	30Skr	133.33Skr	2,700円
端末以外料 (年額)	195Skr	195Skr	買い取りで 30,000 ~ 40,000円
市内通話料* (カッコ内は割引時間帯)	0.6Skr/分 (0.3Skr/分)	0.6Skr/分 (0.3Skr/分)	40円 / 3分
市外通話料** (カッコ内は割引時間帯)	1Skr/分 (0.5Skr/分)	1Skr/分 (0.5Skr/分)	50 ~ 数百円 / 3分

*固定網の場合は、0.15Skr/分 (0.07Skr/分)

(KDD総研作成)

**固定網と同一料金。



KDD RESEARCH

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1995 June

発行日 1995年6月20日
発行人 景山 正
編集人 間瀬 敬
発行人 株式会社 KDD 総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-71-382-0001 Fax:44-71-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338

.....
次号の特集(予定)

未来大陸アフリカ(その1)
~南部アフリカの光と影~